

(案)

阪南市新型インフルエンザ等対策行動計画 (第2版)

令和8年 月

阪南市

阪南市新型インフルエンザ等対策行動計画(第2版) 目次

第1部 新型インフルエンザ等対策特別措置法と行動計画.....	1
第1章 新型インフルエンザ等対策特別措置法との意義等.....	1
第1節 感染症危機を取り巻く状況.....	1
第2節 新型インフルエンザ等対策特別措置法について.....	1
第2章 阪南市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定及び改訂.....	3
第2部 新型インフルエンザ等対策に関する基本的方針.....	4
第1節 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略.....	4
第2節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方.....	5
第3節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項.....	7
第4節 新型インフルエンザ等対策推進のための役割分担.....	11
第5節 市行動計画の主要7項目.....	15
第3部 新型インフルエンザ等の各対策項目の考え方及び取組.....	16
第1章 実施体制.....	16
第1節 準備期.....	16
第2節 初動期.....	17
第3節 対応期.....	18
第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション.....	20
第1節 準備期.....	20
第2節 初動期.....	22
第3節 対応期.....	23
第3章 まん延防止.....	26
第1節 準備期.....	26
第2節 初動期.....	27
第3節 対応期.....	28
第4章 ワクチン.....	31
第1節 準備期.....	31
第2節 初動期.....	33
第3節 対応期.....	35
第5章 保健.....	39
第1節 準備期.....	39
第2節 初動期.....	40
第3節 対応期.....	40
第6章 物資.....	42
第1節 準備期.....	42
第2節 初動期～対応期.....	42
第7章 市民生活及び市民経済の安定の確保.....	43
第1節 準備期.....	43
第2節 初動期.....	44
第3節 対応期.....	45
略称又は用語集.....	49

第1部 新型インフルエンザ等対策特別措置法と行動計画

第1章 新型インフルエンザ等対策特別措置法との意義等

第1節 感染症危機を取り巻く状況

グローバル化や経済発展による移動人口の増加により、感染症危機が発生した場合、国境を越えて急速に拡大します。世界的規模の開発の進展により先進国のみならず開発途上国等においても都市化や人口密度の増加による感染機会の拡大、動物を介した感染症の増加などが懸念され、免疫を獲得していない未知の感染症が発生した場合には、世界的な大流行(パンデミック)となる可能性があります。これまでも重症急性呼吸器症候群(SARS)や新型インフルエンザ(A/H1N1)、新型コロナウイルス感染症が大流行し、大きな健康被害と社会的影響をもたらしました。新興感染症等の脅威に私たちは常にさらされていると認識する必要があります。

しかし、新興感染症等がいつ発生するのか正確に予知することは困難であり、発生そのものを阻止することは不可能です。このため、平時から感染症危機に備え、より万全な体制を整えることが重要となります。

第2節 新型インフルエンザ等対策特別措置法について

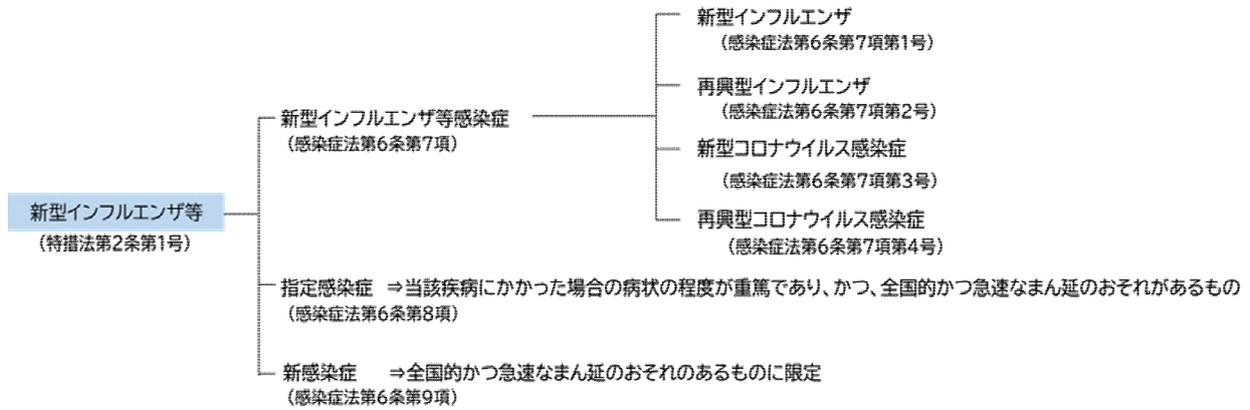
新型インフルエンザ等の未知の新興感染症が発生した場合、ほとんどの人がそのウイルスに対して免疫を獲得しておらず、世界的な大流行(パンデミック)となり、大きな健康被害と社会的影響をもたらすことが懸念されるため、国家の危機管理として対応する必要があります。

平成21年の新型インフルエンザ(A/H1N1)の世界的な流行を受け、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号。以下「特措法」という。)が施行されました。

特措法は、病原性が高い新型インフルエンザや同等の危険性のある新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響を最小限に抑えることを目的に、国、地方公共団体、指定地方公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置及び新型インフルエンザ等緊急事態措置等の特別の措置を定めたものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。)等と相まって、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものです。

特措法の対象となる新型インフルエンザ等は、全国的かつ急速にまん延し、病状の程度が重篤となるおそれがあり、また、国民生活及び国民経済に重大な影響を及ぼすおそれがあるものであり、具体的には、① 新型インフルエンザ等感染症、② 指定感染症(当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの)、③ 新感染症(全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの)が挙げられます。

【新型インフルエンザ等について】



第2章 阪南市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定及び改訂

平成25年4月に特措法が施行され、同法に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針や、国が実施する措置等を示した新型インフルエンザ等対策行動計画(以下「政府行動計画」という。)が策定されました。その後、大阪府(以下「府」という。)において、政府行動計画等の考え方や基準を踏まえた府行動計画が策定されました。

阪南市(以下「市」という。)においては、国や府の動きを踏まえ、特措法第8条の規定により、新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画として、政府行動計画や府行動計画との整合性を確保しつつ、平成26年3月に阪南市新型インフルエンザ等対策行動計画(以下「市行動計画」という。)を策定し、これまで新型インフルエンザ対策を行ってきました。

その後、令和2年以降に大流行した新型コロナウイルス感染症対応を踏まえ、令和6年7月に政府行動計画、令和7年3月に府行動計画が全面的に改訂されました。

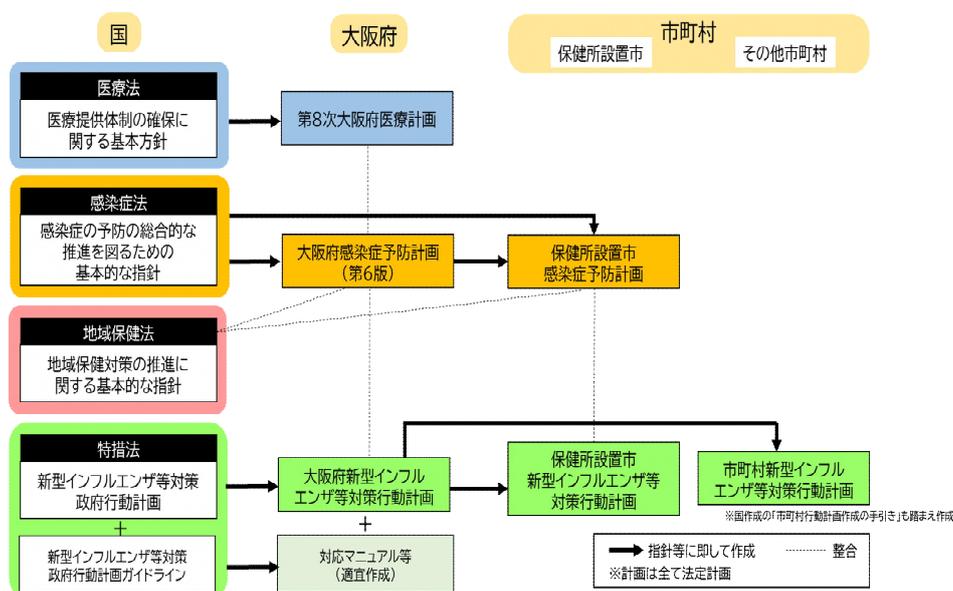
改訂された政府行動計画及び府行動計画は、新型コロナウイルス感染症対応で明らかとなった課題や、これまでの関連する法改正等も踏まえ、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外も含めた幅広い呼吸器感染症等による危機に対応できる社会を目指すものです。

市においても政府行動計画、府行動計画が改訂されたことを受け、今般、市行動計画を改訂するものです。

なお、改訂に当たっては、特措法において、専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴くことが定められていることから、泉佐野保健所及び泉佐野泉南医師会等に本市行動計画(案)を提示し、意見をいただきました。

なお、国や府は必要に応じ適時適切に行動計画の改訂を行うとしており、市においても国や府の動向や市の取組状況等を踏まえ、必要に応じて行動計画の改訂を検討します。

【保健・医療分野(感染症関連における各計画の体系図)】



第2部 新型インフルエンザ等対策に関する基本の方針

第1節 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、その発生を阻止することは不可能です。また、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、国内への侵入は避けられないと考えられます。

病原性が高く、まん延のおそれのある新型インフルエンザ等が発生すれば、市民の生命や健康、経済全体にも大きな影響を与えかねません。新型インフルエンザ等については、長期的には市民の多くが患うおそれがあるものであり、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合は、医療提供体制のキャパシティを超えてしまうということを念頭に置きつつ、新型インフルエンザ等対策を市政の危機事象上の重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的として、国、府、市及び関係機関が相互に連携して対策を講じていく必要があります。

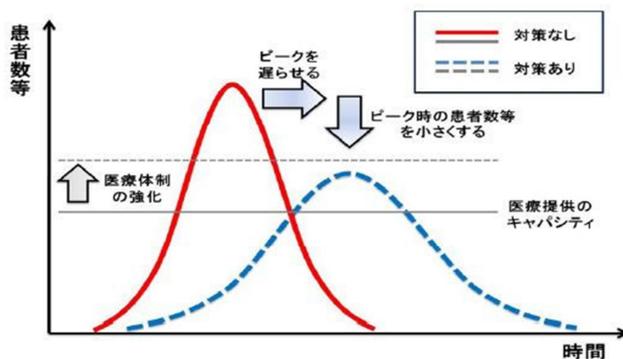
(1) 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護します。

- ・ 感染拡大を抑制し、流行のピークを遅らせ、医療提供体制の整備やワクチン製造等の時間を確保します。
- ・ 流行のピーク時の患者数等を可能な限り少なくし、医療提供体制への負荷の軽減と医療提供体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供体制のキャパシティを超えないようにすることにより、治療が必要な患者が適切な医療を受けられるようにします。
- ・ 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らします。

(2) 市民生活及び市民経済に及ぼす影響を最小限となるようにする。

- ・ 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた感染対策の切替えを円滑に行うことにより、市民生活及び市民経済への影響を軽減し、安定を確保します。
- ・ 感染対策等により、欠勤者等の数を減らします。
- ・ 医療提供の業務又は市民生活及び市民経済の安定に寄与する業務の維持に努めます。

【 対策の効果(概念図) 】



第2節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置かなければなりません。過去の新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症のパンデミックの経験等を踏まえ、特定の事例に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねません。

令和6年7月に改訂された政府行動計画は、特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性を想定しつつ、発生した新型インフルエンザ等の特定を踏まえ、様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものです。

政府行動計画では、科学的知見及び各国の対策も踏まえ、我が国の地理的な条件、大都市への人口集中、少子高齢化、交通機関の発達度等の社会状況、医療提供体制、受診行動の特徴等の国民性も考慮しつつ、各対策を総合的かつ効果的に組み合わせて、バランスのとれた戦略を目指すこととしています。

府行動計画においても同様の観点から対策を組み立てることから、これらを踏まえ、市行動計画においても新型インフルエンザ等の発生前から収束するまでの状況に応じて、一連の流れをもった戦略を確立します。

なお、実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、感染症の特徴、病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)(以下「病原体の性状等」という。)、流行の状況、地域の実情その他の状況を踏まえ、人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが市民生活及び市民経済に与える影響等を総合的に勘案し、市行動計画等で記載するものの中から、実施すべき対策を決定します。

市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等への対策は、不要不急の外出の自粛要請、施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制等の医療対応以外の感染対策と、ワクチンや治療薬等を含めた医療対応を組み合わせて総合的に行うことが必要です。

特に医療対応以外の感染対策については、社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであり、全ての事業者が自発的に職場における感染予防に取り組むことはもちろん、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込む等の対策を実施することについて積極的に検討することが重要です。

また、事業者の従業員のり患等により、一定期間、事業者のサービス提供水準が低下する可能性がある場合は、そのことについて周知し、市民等の理解を得るための呼び掛けを行うことも必要です。

あわせて、新型インフルエンザ等のまん延による医療提供体制の限界や社会的混乱を回避するためには、国、府及び市による対策だけでは限界があり、事業者や市民一人ひとりが、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄等の準備を行うことが必要です。

新型インフルエンザ等対策は、日頃からの手洗いやマスク着用等の咳エチケット等による季節性インフルエンザ等の呼吸器感染症に対する対策が基本となります。特にワクチンや治療薬

がない可能性が高い新興感染症等が発生した場合はこれらの公衆衛生対策がより重要です。

(1) 準備期:発生前の段階(平時)

水際対策の実施体制構築に係る国・府との連携、地域における医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬等の供給体制の整備、市民等に対する啓発、DXの推進や人材育成、実践的な訓練の実施による対応体制の定期的な点検や改善等、新型インフルエンザ等の発生に備えた事前の準備を周到に行います。

(2) 初動期:国内で発生した場合を含め、世界で新型インフルエンザ等に位置づけられる可能性がある感染症が発生した段階

新型インフルエンザ等に位置づけられる可能性がある感染症が海外で発生した場合は、病原体の国内への侵入を完全に防ぐことは困難であるということを前提として対策を行います。海外で発生している段階で、市内の万全の体制を構築するためには、我が国が島国である特性を活かし、国が行う検疫措置の強化等により、病原体の国内侵入や感染拡大のスピードをできる限り遅らせます。

また、市は関西国際空港に近接していることから、国外から空気感染、飛沫感染等を感染経路とする感染症が侵入する可能性が高いため、泉佐野保健所や、感染救急対応の機能を持つ特定感染症指定医療機関であるりんくう総合医療センターと平時から連携した取組や情報収集に努めます。

(3) 対応期:市内の発生当初の封じ込めを念頭に対応する時期

市は国や府と連携し、新型インフルエンザ等の病原性に応じて、不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限等の協力をを行い、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした各般の対策を講じます。

なお、国内外の発生当初等の病原性や感染性等に関する情報が限られている場合には、過去の知見等も踏まえ、病原性や感染性等が高い場合のリスクを想定し、封じ込めを念頭に強力な対策を実施しますが、常に新しい情報を収集し、対策の必要性を評価し、更なる情報が得られ次第、適切な対策へと切り替えることとします。

また、状況の進展に応じて、必要性の低下した対策についてはその縮小や中止を図る等の見直しを行います。

(4) 対応期:府内及び市内で感染が拡大し、病原体の性状等に応じて対応する時期

国、府、市及び事業者等は相互に連携して、医療提供体制の確保や市民生活及び市民経済の維持のために最大限の努力を行う必要がありますが、社会の緊張が高まり、変化する状況に対策が必ずしも適合しなくなることも含め、様々な事態が生じることが想定されます。

したがって、あらかじめ想定したとおりにいかないことが考えられることから、社会の状況を把握し、状況に応じて臨機応変に対処していくことが求められます。また、市は府と協議し、地域の実情等に応じて、柔軟に対策を講じることができるよう、医療機関を含めた現場が動きやすくなるよう配慮や工夫を行います。

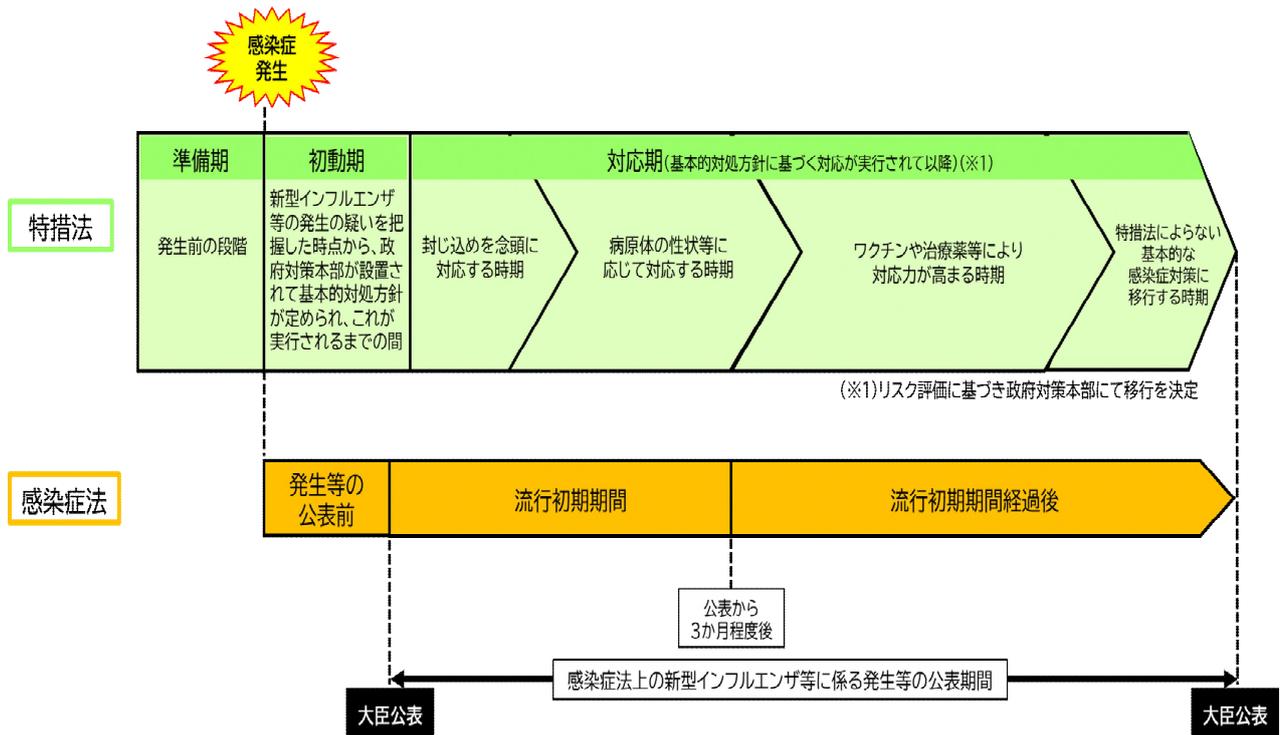
(5) 対応期:ワクチンや治療等により対応力が高まる時期

科学的知見の集積や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化等に

合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替えます。

- (6) 対応期:流行が収束し、特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期
 新型インフルエンザ等発生前における通常の医療提供体制への段階的な移行や感染対策の見直し等を行います。

【感染症危機における特措法と感染症法による時期区分の考え方(イメージ図)】



※感染症法に基づく流行初期期間は、府行動計画上の初期期の終盤から対応期「病原体の性状等に応じて対応する時期」又は「ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期」にかけての期間に相当し、流行初期期間経過後は、府行動計画上の対応期「病原体の性状等に応じて対応する時期」又は「ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期」以降に相当すると考えられる(ただし、一概に定義づけられるものではない)。

第3節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項

市は、新型インフルエンザ等の発生時やその準備段階に、特措法その他の法令、行動計画等に基づき、国及び府と相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期します。この場合において、次の点に留意します。

- (1) 平時の備えの整理や拡充

感染症危機への対応には平時からの体制作りが重要です。このため、以下の(ア)から(オ)までの取組により、平時の備えを充実させ、訓練により迅速な初動体制を確立することを可

能とするとともに、情報収集・共有の基盤となる DX の推進等を行います。

(ア) 新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策の共有とその準備の整理

将来に必ず起こり得る新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策を関係者間で共有しながら、その実施のために必要となる準備を行います。

(イ) 感染事例の探知能力の向上と迅速な初動の体制整備

初動対応については、未知の感染症が発生した場合や新型インフルエンザ等が府内、市内で発生した場合も含め様々なシナリオを想定し、感染事例の探知能力を向上させるとともに、国内外で初発の感染事例が探知された後、速やかに初動対応に動き出せるように体制整備を進めます。

(ウ) 関係者や市民等への普及啓発と訓練等を通じた不断の点検や改善

感染症危機は必ず起こり得るものであるとの認識を広く感染症対策に携わる関係者や市民等と共有するとともに、次の感染症危機への備えをより万全なものとするために、訓練の実施等を通じて、平時の備えについて不断の点検や改善を行います。

(エ) 医療提供体制等の平時の備えや取組

感染症法や医療法等の制度改正を踏まえた医療提供体制等の平時の備えの充実をはじめ、有事の際の速やかな対応が可能となるよう、リスクコミュニケーション等について平時からの取組を進めます。

(オ) DX の推進や人材育成等

DX は、迅速な新型インフルエンザ等の発生状況等の把握や関係者間でのリアルタイムな情報共有を可能とし、業務負担の軽減や関係者の連携強化等が期待できることから、新型インフルエンザ等の感染症危機管理の対応能力を向上させていくことを目指し、国の動向を踏まえ、DX を推進します。

また、感染症危機管理の対応能力を向上させるため、平時から、中長期的な視野に立って感染症危機管理に係る人材育成を継続的に行います。

(2) 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替え

対策に当たっては、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策と適切な情報提供・共有により市民生活及び市民経済への影響を軽減させるとともに、身体的、精神的及び社会的に健康であることを確保するため、市民生活及び市民経済の安定を維持するための取組みが重要です。

このため、対策の切替えを円滑に行うことにより、市民の生命及び健康の保護し、市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるよう、以下の(ア)から(オ)に取り組めます。

(ア) 可能な限り科学的根拠に基づいた対策の切替え

対策の切替えに当たっては、感染症の特徴及び発生状況並びに病原体の性状等に関する国及び府等が実施するリスク評価を考慮します。市は府と連携し、可能な限り科学的な根拠に基づき対応するため、平時からこうしたデータ収集の手法や国や府等が実施するリスク評価に貢献できる仕組みを構築します。

(イ) 医療提供体制と市民生活及び市民経済への影響を踏まえた感染拡大防止措置

有事には医療提供体制の速やかな拡充を図りつつ、確保した医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大のスピードやピークを抑制することが重要です。国や府等のリスク評価に基づき、このレベルを超える可能性がある場合等には、適時適切に感染拡大防止措置等を講じます。その際、影響を受ける市民等や事業者を含め、市民生活や市民経済等に与える影響にも十分留意します。

(ウ) 状況の変化に基づく柔軟かつ機動的な対策の切替え

科学的知見の集積による病原体の性状等の把握、医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化や社会経済等の状況に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本として対応します。なお、国や府が設定する指標等の状況も踏まえた対策の切替えを行います。

(エ) 対策項目ごとの時期区分

柔軟な対応が可能となるよう、対策の切替え時期については、リスク評価等に基づいた国や府の方針を踏まえながら、個々の対策の切替えのタイミングの目安等を示します。

(オ) 市民等の理解や協力を得るための情報提供・共有、リスクコミュニケーション

対策に当たっては、市民等の理解や協力が最も重要です。このため、平時から感染症や感染対策の基本的な知識を、学校教育の現場を始め、様々な場面を活用して普及し、子どもを含め様々な年代の市民等の理解を深めるための分かりやすい情報提供・共有が必要です。

こうした取組を通じ、可能な限り科学的根拠に基づいた情報提供・共有及び市と市民等との双方向のリスクコミュニケーションにより、市民等が適切な判断や行動を促せるようにします。特にまん延防止等重点措置や緊急事態措置等の強い行動制限を伴う対策を講じる場合には、人権に十分配慮し、対策の影響を受ける市民等や事業者の状況も踏まえ、対策の内容とその科学的根拠を分かりやすく発信し、説明します。

(3) 基本的人権の尊重

市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、特措法による要請や行動制限等の実施に当たっては、市民等の自由と権利に制限を加える場合、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとし、

新型インフルエンザ等対策の実施に当たって、法令の根拠があることを前提として、リスクコミュニケーションの観点からも、市民等に対して十分説明し、理解を得ることを基本とします。

また、感染者やその家族、医療関係者に対する偏見・差別、誹謗中傷等は、これらの方々への人権侵害であり、あってはならないものです。これらの偏見・差別は、患者の受診行動を妨げ、感染拡大の抑制を遅らせる原因となる可能性があります。また、新型インフルエンザ等に対応する医療従事者等の士気の維持の観点等からも、防止すべき課題です。

さらに、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、より影響を受けやすい社会的弱者への配慮に留意します。感染症危機に当たっても市民等の安心を確保し、新型インフルエンザ等による社会の分断が生じないように取り組みます。

(4) 危機管理としての特措法の性格

特措法は、感染症有事における危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講じることができるよう制度設計されています。しかし、新型インフルエンザ等が発生したとしても、病原性の程度や、ワクチンや治療薬等の対策が有効であること等により、まん延防止等重点措置や緊急事態措置を講じる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合にもこれらの措置を講じるものではないことに留意します。

(5) 関係機関相互の連携協力の確保

市対策本部は、政府対策本部及び府対策本部相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進します。また、市は特に必要があると認めるときは、府に対して、特措法に基づく新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請します。

(6) 高齢者施設や障がい者施設等の社会福祉施設等における対応

市は、感染症危機における高齢者施設や障がい者施設等の社会福祉施設等において必要となる医療提供体制等について、平時から検討し、有事に備えた準備を行います。

(7) 感染症危機下の災害対応

市は、感染症危機下での災害対応も想定し、平時から防災備蓄の充実や医療提供体制の強化、避難所施設の確保等を進めるとともに、自宅療養者等の避難に備えた情報共有等の連携体制の整備を進めます。

また、感染症危機下において地震等の自然災害が発生した場合には、国や府と連携し、被災地域の状況を的確に把握した上で、必要に応じて、避難所における感染症対策の強化、自宅療養者等への情報提供及び避難の支援等を速やかに実施します。

(8) 記録の作成や保存

市は、新型インフルエンザ等が発生した段階で、市対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成、保存し、公表します。

第4節 新型インフルエンザ等対策推進のための役割分担

(1) 国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定地方公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有します。

また、WHO(世界保健機関)等の国際機関や諸外国との国際的な連携を確保し、対策に取り組みます。

さらに、国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査や研究の推進に努めるとともに、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努めます。こうした取組等を通じ、新型インフルエンザ等の発生時におけるワクチンや診断薬、治療薬等の早期の開発や確保に向けた対策を推進します。

国は、平時には、政府行動計画に基づき、準備期に位置付けられた新型インフルエンザ等対策を着実に実施するとともに、定期的な訓練等により新型インフルエンザ等対策の点検及び改善に努めます。

また国は、新型インフルエンザ等対策閣僚会議及び関係省庁対策会議の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進します。

指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておきます。

国は、新型インフルエンザ等の発生時に、政府対策本部で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進します。その際、新型インフルエンザ等対策推進会議等の意見を聴きつつ、対策を進めます。また、国民等や事業者等の理解や協力を得て対策を行うため、感染症や感染対策に関する基本的な情報の提供・共有を行います。

(2) 地方公共団体の役割

地方公共団体は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、基本的対処方針に基づき、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有します。

【府の役割】

府は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、基本的対処方針に基づき、地域における医療提供体制の確保やまん延防止に關し的確な判断と対応が求められます。

このため、府は、平時において医療機関との間で病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣に関する医療措置協定を締結し、医療提供体制を整備すること、民間検査機関又は医療機関と検査措置協定を締結し、検査体制を構築することや民間宿泊業者等と宿泊施設確保措置協定を締結し、宿泊施設を確保すること、保健所

体制を整備すること、感染症に関する人材を育成することについて、計画的に準備を行います。これにより、新型インフルエンザ等の発生時に迅速に体制を移行し、感染症対策を実行します。

こうした取組においては、府が設置する各会議等を通じ、関係機関等と協議を行うことが重要です。また、大阪府感染症予防計画(以下「府予防計画」という。)に基づく取組状況を毎年度国に報告し、進捗確認を行います。これらにより、関係者が一体となって、医療提供体制の整備や新型インフルエンザ等のまん延を防止していくための取組を実施し、PDCA サイクルに基づき改善を図ります。

新型インフルエンザ等への対応では地方公共団体の境界を越えた人の移動や感染の広がり等があることから、地方公共団体間の広域的な連携についても積極的に取り組み、準備を行うことが重要です。

そのため、府は、複数の都道府県にわたり新型インフルエンザ等が発生した場合、関係する都道府県で構成される対策連絡協議会の設置や、関西広域連合又は関係する都道府県との間で、感染症の発生動向等の情報提供・共有、感染予防・まん延防止に係る対策等、連携体制を強化し、広域で感染症対策を進めます。

【泉佐野保健所の役割】

泉佐野保健所は感染症危機の発生に備えて、平時から計画的に体制整備、人材確保・育成及び関係機関との連携強化等を進めます。とりわけ、管内の感染症指定医療機関であるりんくう総合医療センターや感染対策向上加算算定医療機関、医師会、泉州南消防組合及び市と常時連携を図り、情報共有及び対応訓練を実施します。

新型インフルエンザ等の発生時には、地域における感染症対策の中核的機関として、地域における感染症情報の収集・分析、関係機関等との連携等、感染症の発生及びまん延防止のための取組を推進します。

【市の役割】

市は、市民に最も近い行政単位であり、市民に対するワクチンの接種や、市民の生活支援、新型インフルエンザ等の発生時の要配慮者への支援に関し、基本的対処方針に基づき、的確な対策が求められます。対策の実施に当たっては、府や近隣市町、関係団体等と緊密な連携を図ります。また、感染症有事の際には、迅速に体制を移行し、感染症対策を実行します。あわせて、府とまん延防止等に関する協議を行い、平時から連携を図ります。

市は緊急事態宣言がなされたとき等、必要に応じて市長を本部長とする市対策本部を設置し、新型インフルエンザ等に関する市民への情報提供及び周知に関する事項、庁内及び関係機関との連携体制に関する事項並びに感染予防及びまん延防止に関する事項等について協議を行います。

【市対策本部】

本部長	市長
副本部長	副市長、教育長
本部長	危機管理監、総務部長、未来創生部長、市民部長、健康福祉部長、こども未来部長、都市整備部長、会計管理者、議会事務局長、行政委員会事務局長、生涯学習部長、阪南消防署長

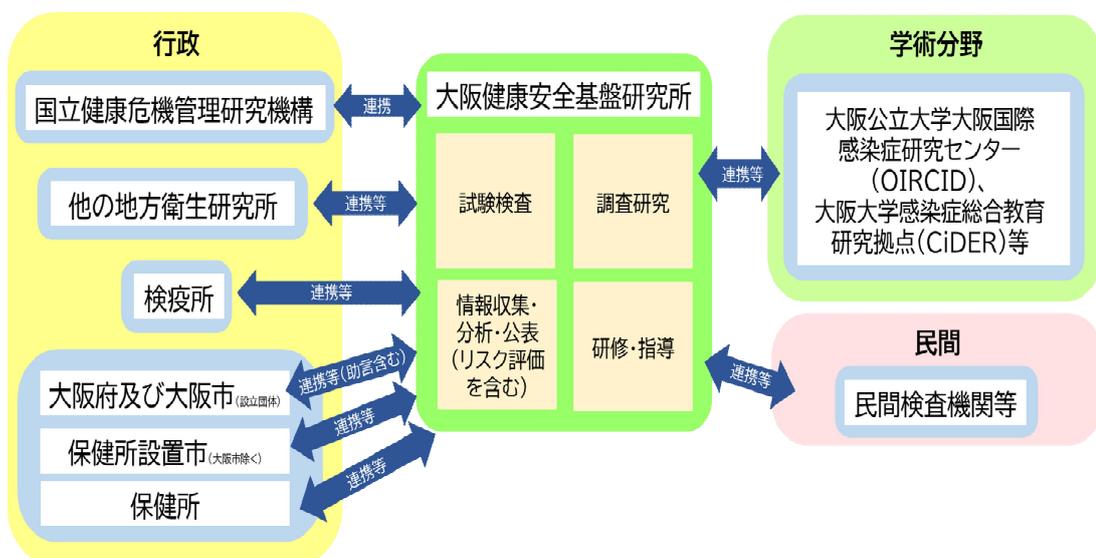
(3) 地方衛生研究所の役割

地方衛生研究所は、感染症及び病原体等の技術的かつ専門的な機関として、国立健康危機管理研究機構や他の地方衛生研究所、検疫所、府等の関係部局及び保健所との連携の下、感染症及び病原体等の調査、研究、試験検査並びに感染症及び病原体等に関する情報等の収集、分析及び公表を行います。

特に、地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所は、これらの取組を行うに当たり、平時から、大阪公立大学大阪国際感染症研究センター(OIRCID)や大阪大学感染症総合教育研究拠点(CiDER)等の大学・研究機関等との連携を進めるとともに、府等に対し、研究所が有する技術及び知見を提供しつつ、最新の知見・情報を踏まえた感染症対策等への助言や提言を行います。

また、平時から情報収集・分析やリスク評価を行うための体制を構築し、運用するとともに、有事には、新型インフルエンザ等の早期探知、発生動向の把握及びリスク評価を迅速かつ適切に行い、関係機関等に当該情報等を報告します。

図表6 地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所の役割等について



(4) 医療機関の役割

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、平時から、地域における医療提供体制の確保のため、府と医療措置協定を締結し、院内感染対策の研修、訓練や個人防護具を始めとした必要となる感染症対策物資等の確保等を推進することが求められます。また、患者の診療体制を含めた、業務継続計画の策定及び府連携協議会等を活用した地域の関係機関との連携を進めることが重要です。

新型インフルエンザ等の発生時には、感染症医療及び通常医療の提供体制を確保するため、医療機関は、医療措置協定に基づき、府からの要請に応じて、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣を行います。

(5) 指定地方公共機関の役割

指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有します。

(6) 登録事業者の役割

特措法第 28 条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う登録事業者は、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の市民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、平時から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続等の準備を積極的に行うことが重要です。

新型インフルエンザ等の発生時には、その業務を継続的に実施するよう努めます。

(7) 一般の事業者の役割

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められます。

市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが必要な場合も想定されます。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められるため、平時からマスクや消毒薬等の衛生用品等の備蓄を行うように努める等、対策を行う必要があります。

(8) 市民の役割

平時から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等に関する知識を得るとともに、日頃の健康管理に加え、基本的な感染対策(換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等)等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努めます。

また、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、個人レベルにおいてもマスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うよう努めます。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生状況や予防接種等の実施状況等についての

情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努めます。

第5節 市行動計画の主要7項目

(1) 市行動計画の主な対策項目について

市行動計画は、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。」及び「市民生活及び市民経済に及ぼす影響を最小となるようにする。」ことを達成するための戦略を実現する具体的な対策を定めています。

それぞれの対策の切り替えのタイミングを示し、市や関係機関等においてもわかりやすく、取組みやすいようにするため、政府行動計画及び府行動計画との整合性を確保し、特措法第8条の規定により、以下の7項目を主要な対策として位置付けます。

- ① 実施体制
- ② 情報提供・共有、リスクコミュニケーション
- ③ まん延防止
- ④ ワクチン
- ⑤ 保健
- ⑥ 物資
- ⑦ 市民生活及び市民経済の安定の確保

主な対策項目である7項目は、新型インフルエンザ等対策の目的の達成に向けて、それぞれの項目が関連し合っていることから、一連の対策として実施される必要があります。

そのため、それぞれの対策項目の基本理念と目標を把握し、対策の全体像や相互の連携を意識しながら取組を行うことが重要です。

第3部 新型インフルエンザ等の各対策項目の考え方及び取組

第1章 実施体制

感染症危機は市民の生命及び健康、市民生活及び市民経済に広く大きな被害を及ぼすことから、危機管理の問題として取り組む必要があります。国、府、市、医療機関及び感染症専門医等の多様な主体が相互に連携を図り、実効的な対策を講じていくことが重要です。

そのため、市は、平時から、関係機関間において緊密な連携を維持しつつ、人材の確保・育成や実践的な訓練等を通じて対応能力を高めます。また、新型インフルエンザ等の発生時に、平時における準備を基に、迅速な情報収集を行い、的確な政策判断とその実行につなげていくことで、感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護し、市民生活及び市民経済への影響を最小限にします。

第1節 準備期

(1) 目的

新型インフルエンザ等が国内外で発生し又はその疑いがある場合は、事態を的確に把握し、関係機関が連携して取組を推進することが重要です。

そのため、あらかじめ、関係機関の役割を整理するとともに、有事の際に機能する指揮命令系統等の構築と拡張可能な組織体制の編成及び確認、それぞれの役割を実現するための人員の調整、縮小可能な業務の整理等を行います。

また、研修や訓練を通じた課題の抽出や改善、練度の向上等を図るとともに、定期的な会議の開催等を通じて関係機関間の連携を強化します。

(2) 所要の対応

1. 行動計画等の作成や体制整備

① 市は、市行動計画を作成するとともに、必要に応じ、変更します。また、行動計画を作成又は内容を変更する際には、あらかじめ、感染症専門医等の感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴くこととします。

《危機管理課、健康増進課》

② 市は、府が対策本部を設置したときに、速やかに市対策本部を立ち上げられるよう体制を整備します。

《危機管理課、健康増進課》

③ 市は、新型インフルエンザ等の発生時における全庁での対応体制の構築のため、研修や訓練等の実施を行うとともに、関係部署の連携強化や役割分担に関する調整を行います。

《危機管理課、健康増進課》

- ④ 市は、府や医療機関による研修も活用しつつ、新型インフルエンザ等対策に携わる人材の養成等を行います。

《秘書人事課、危機管理課、健康増進課》

2. 関係機関との連携

市は、国、府、指定地方公共機関及び感染症専門医等と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報共有、連携体制の確認及び訓練を実施するとともに、関係機関と情報交換等を始めとした連携体制を構築します。

《危機管理課、健康増進課、関係各課》

3. 府による総合調整

市は、感染症対策の事前の体制整備や人材確保等の観点から、府が総合調整を実施する場合には、当該総合調整に従い、相互に着実な準備を進めます。

《健康増進課、関係各課》

第2節 初動期

(1) 目的

新型インフルエンザ等が府内外で発生し又はその疑いがある場合には、危機管理として事態を的確に把握するとともに、市民の生命及び健康を保護するため、緊急かつ総合的な対応を行う必要があります。

そのため、準備期における体制の構築等に基づき、市対策本部を立ち上げ、市及び関係機関における対策の実施体制を強化し、初動期の新型インフルエンザ等対策を迅速に実施します。

(2) 所要の対応

1. 体制整備

- ① 府対策本部及び市対策本部が設置された場合、市は、直ちに市対策本部を設置し、情報の集約、共有を行うとともに、基本的対処方針に基づき、新型インフルエンザ等対策に係る対応方針を決定します。

《秘書人事課、危機管理課、健康増進課、関係各課》

- ② 市は、新型インフルエンザ等対策に必要な人員体制を強化し、感染拡大に対応できるよう、平時の業務の垣根を超えたプロジェクトチームの編成を検討します。また、新型インフルエンザ等対策の関係部署は平時の体制で想定している業務量を大幅に上回る業務量が見込まれるため、組織・人事管理などを担う部署も関与した上で、全庁的な実施体制の確保を検討します。

《秘書人事課、危機管理課、健康増進課、関係各課》

- ③ 市は、機動的かつ効果的な対策の実施のため、国からの財政支援を有効に活用することを検討するとともに、必要に応じて、対策に要する経費について特措法第 70 条の 2 第 1 項の規定による地方債を発行することを検討し、所要の準備を行います。

《行財政構造改革推進室、関係各課》

2. 府による総合調整

- ① 市は、新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため、府が総合調整を実施する場合には、当該総合調整に従い、新型インフルエンザ対策を実施します。

《危機管理課、健康増進課》

- ② 新型インフルエンザ等の発生を予防し又はまん延を防止するため、府が感染症法に基づいた入院勧告又は入院措置その他の措置に係る総合調整を実施する場合には、市は、当該総合調整に従い措置を行います。

《健康増進課》

第3節 対応期

(1) 目的

初動期に引き続き、病原体の性状等に応じて、国内での新型インフルエンザ等の発生から、特措法によらない基本的な感染症対策に移行し、流行が収束するまで、その間の病原体の変異も含め、長期間にわたる対応も想定されることから、市及び関係機関における対策の実施体制を持続可能なものとするのが重要です。

感染症危機の状況、市民生活及び市民経済の状況並びに各対策の実施状況に応じて柔軟に対策の実施体制を整備します。特に医療のひっ迫、病原体の変異、ワクチンや治療薬の開発及び治療法の確立等の大きな状況の変化があった場合に、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることで、可能な限り早期に少ない影響で感染症危機に対応することを目指します。

(2) 所要の対応

1. 体制整備・強化

- ① 府対策本部及び府対策本部の方針に基づき、市においても、収集した情報とリスク評価を踏まえて、地域の実情に応じた適切な新型インフルエンザ等対策を実施します。

《危機管理課、健康増進課》

- ② 市は、新型インフルエンザ等対策に必要な人員体制を強化し、感染拡大に対応できるよう、平時の業務の垣根を超えたプロジェクトチームを必要に応じて編成します。また、新型インフルエンザ等対策の関係部署は平時の体制で想定している業務量を大幅に上回る業務量

が見込まれるため、組織・人事管理などを担う部署も関与した上で、全庁的な実施体制を確保します。

《秘書人事課、危機管理課、健康増進課、関係各課》

③ 市は、新型インフルエンザ等対策に携わる職員の心身への影響を考慮し、必要な対策を講じます。

《秘書人事課、危機管理課、健康増進課、関係各課》

④ 市は、国からの財政支援を有効に活用するとともに、必要に応じて特措法第 70 条の 2 第 1 項の規定による地方債を発行して財源を確保し、必要な対策を実施します。

《行財政構造改革推進室、関係各課》

2. 府による総合調整

① 市は、市域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため、府が総合調整を実施する場合には、当該総合調整に従い、市域に係る新型インフルエンザ対策を実施します。

《危機管理課、健康増進課》

② 新型インフルエンザ等の発生を予防し、又はまん延を防止するため、府が感染症法に基づいた入院勧告又は入院措置その他の措置に係る総合調整を実施する場合には、市は、当該総合調整に従い措置を行います。

《健康増進課》

3. 緊急事態措置のための職員の派遣・応援への対応

① 市は、新型インフルエンザ等のまん延により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなると認めるときは、府に対し、特定新型インフルエンザ等対策の事務の代行を要請します。

《秘書人事課、危機管理課、企画課、健康増進課》

② 市は、市内に係る特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、府又は他の市町村に対して応援を求めます。

《秘書人事課、危機管理課、企画課、健康増進課》

4. 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期の体制

市は、政府対策本部及び府対策本部が廃止されたときは、遅延なく市対策本部を廃止します。

《危機管理課、健康増進課》

第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

感染症危機下においては、様々な情報が錯綜しやすく、不安とともに、偏見・差別等が発生したり、偽・誤情報が流布するおそれがあります。こうした中で、表現の自由に十分配慮しつつ、各種対策を効果的に行う必要があります。その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報を迅速に提供・共有するとともに、可能な限り市と市民等が双方向のコミュニケーションを行い、リスク情報とその見方の共有等を通じて、市民等が適切に判断・行動できるようにすることが重要です。

このため、市は平時から、市民等の感染症に対する意識を把握し、感染症危機に対する理解を深めるとともに、リスクコミュニケーションの在り方を整理し、体制整備や取組を進めます。

第1節 準備期

(1) 目的

感染症危機において、対策を効果的に行うためには、リスク情報とその見方の共有等を通じて、市民等が適切に判断・行動できるようにすることが重要です。このため、市は平時から、市民等の感染症に対する意識を把握し、感染症危機に対する理解を深めるとともに、リスクコミュニケーションの在り方を整理し、体制整備や取組を進める必要があります。

具体的には、平時から、可能な限り科学的根拠等に基づいた感染症対策等に関する普及啓発や、必要な情報提供・共有を行い、感染症に関するリテラシーを高めるとともに、国、府及び市による情報提供・共有に対する認知度・信頼度の一層の向上を図ります。

また、新型インフルエンザ等が発生した際の円滑な情報提供・共有や、市と市民等が可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションができるよう、発生状況に応じた市民等への情報提供・共有の項目や手段、情報の受取手の反応や必要としている情報を把握し、更なる情報提供・共有に活かす方法等について整理します。

(2) 所要の対応

1. 平時における市民等への情報提供・共有

1-1. 感染症に関する情報提供・共有

市は、平時から、感染症に関する基本的な情報、基本的な感染対策(換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等)、感染症の発生状況発生時にとるべき行動等について、市民等の理解を深めるため、各種媒体を活用し、可能な限り多言語で、適時かつ継続的に、情報提供・共有を行います。これらの取組等を通じ、国、府及び市による情報提供・共有が有用な情報源として、市民等による認知度・信頼度が一層向上するよう努めます。

その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することについて啓発します。

また、就学前施設や学校、職場等は集団感染が発生する等、地域における感染拡大の起点となりやすいことや、高齢者施設等は重症化リスクが高いと考えられる者の集団感染が発生

するおそれがあることから、府及び市の関係部局等が互いに連携しながら、感染症や公衆衛生対策について丁寧に情報提供・共有を行います。

《市民福祉課、介護保険課、健康増進課、こども政策課、こども支援課、教育総務課、学校教育課》

1-2. 偏見・差別等に関する啓発

市は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療関係者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等、感染症対策の妨げにもなること等について啓発します。

《人権推進課、健康増進課》

1-3. 偽・誤情報に関する啓発

市は、感染症危機において、偽・誤情報の流布、さらに SNS 等によって増幅されるインフォデミック(信頼性の高い情報とそうではない情報が入り混じって不安や恐怖と共に急激に拡散され、社会に混乱をもたらす状況)の問題が生じ得ることから、AI(人工知能)技術の進展・普及状況等も踏まえつつ、市民等のメディアや情報に関するリテラシーの向上が図られるように、各種媒体を活用した偽・誤情報に関する啓発を行います。

また、例えば、ワクチン接種や治療薬・治療法に関する科学的根拠が不確かな情報等の偽・誤情報の拡散状況等を把握し、科学的知見等に基づいた情報を繰り返し提供・共有する等、市民等が正しい情報を円滑に入手できるよう、適切に対処します。

《健康増進課、関係各課》

2. 新型インフルエンザ等の発生時における情報提供・共有体制の整備等

① 市は、新型インフルエンザ等の発生状況に応じて市民等へ情報提供・共有する内容について整理します。また、市民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、子ども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、情報提供・共有する媒体や方法について整理します。

《健康増進課、関係各課》

② 市は、有事に速やかに感染症情報の市民等への情報提供・共有が図れるよう、市民等への情報提供・共有方法や、コールセンター等の設置を始めとした市民等からの相談体制の整備方法、リスクコミュニケーションの在り方等について検討します。

《健康増進課》

③ 市は、感染症情報の共有に当たり、情報の受取手である市民等との可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを適切に行うことができるよう、市民等が必要とする情報を把握し、更なる情報提供・共有に活かす方法等を整理します。

なお、市は、必要に応じて感染症専門医等からの助言等を踏まえ、検討を行います。

《健康増進課》

第2節 初動期

(1) 目的

新型インフルエンザ等の発生又は発生の疑い、感染拡大に備えて、市民等に新型インフルエンザ等の特性や対策等についての状況に応じた的確な情報提供・共有を行い、準備を促す必要があります。

具体的には、市民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、市民等の関心事項等を踏まえつつ、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報について、当該感染症に関する全体像が分かるよう、迅速に分かりやすく提供・共有します。その際、市と市民等が可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを行うよう努めます。

また、感染者等に対する偏見・差別等は許されず、感染症対策の妨げにもなること等について情報提供・共有するとともに、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、市民等の不安の解消等に努めます。

(2) 所要の対応

1. 迅速かつ一体的な情報提供・共有

① 市は、国や府から示される感染症の発生状況等に関する公表基準等を踏まえ、市民等に対し、個人情報やプライバシーの保護に留意しつつ、感染症対策に必要な情報提供・共有を行います。

《健康増進課》

② 市は、新型インフルエンザ等の発生の状況、動向及び原因に関する府の情報の公表に関し、当該情報に関する市民等の理解増進に資するため、必要があると認めるときは、府の求めに対し必要な情報を提供します。また、市は、必要があると認めるときは、府に対し個人情報の保護に留意の上、患者数及び患者の居住地等の情報を求めます。

《健康増進課》

③ 市は、市民等が情報を受け取る媒体や受け止めが様々であることから、利用可能なあらゆる情報媒体を整備・活用し、新型インフルエンザ等の特性、発生状況、有効な感染防止対策等について、市民等に対し迅速かつ一体的に情報提供・共有を行います。

その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することを含めて、行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応を促すメッセージを発信するよう努めます。

また、市民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、子ども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法での情報提供・共有を行います。

《危機管理課、健康増進課、関係各課》

2. 市と市民等による双方向のコミュニケーションの実施

- ① 市は、国や府が設置した情報提供・共有のためのホームページ等について、市民等への周知、Q&Aの公表を行います。また、市民等向けのコールセンター等の設置等を通じて、市民等に対する速やかな情報提供・共有体制を構築します。

《危機管理課、健康増進課、関係各課》

- ② 市は、感染症対策を円滑に進めていく上で、市民等の理解や協力を得ることが重要であることから、市からの一方向の情報提供だけでなく、市民等によるSNSの動向やコールセンター等に寄せられた意見等の把握、アンケート調査等を通じて、情報の受取手の反応や関心を把握し、可能な限り市と市民等の双方向のコミュニケーションを行い、リスク情報とその見方や対策の意義を共有します。

《危機管理課、健康増進課、関係各課》

3. 偏見・差別等や偽・誤情報への対応

市は、感染者やその家族、所属機関、医療関係者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等感染症対策の妨げにもなること等について、適切に情報提供・共有します。あわせて、市は、偏見・差別等に関する各種相談窓口に関する情報についても市民等に周知します。

また、市は、ワクチン接種や治療薬・治療法に関する科学的根拠が不確かな情報等の偽・誤情報の拡散状況等を把握し、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、市民等が正しい情報を円滑に入手できるよう、適切に対処します。

《人権推進課、健康増進課》

第3節 対応期

(1) 目的

感染症危機において、対策を効果的に行うためには、リスク情報とその見方の共有等を通じて、市民等が適切に判断や行動できるようにすることが重要です。このため、市は、対策に関する市民等の理解を深め、リスク低減のパートナーとして、適切な行動につながるよう促す必要があります。

具体的には、市民等が、適切に判断・行動できるよう、市民等の関心事項等を踏まえつつ、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報について、迅速に分かりやすく提供・共有します。その際、市と市民等が可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを行うよう努めます。

また、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することや、感染者等に対する偏見・差別等は許されず、感染症対策の妨げにもなること等について情報

提供・共有するとともに、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、市民等の不安の解消等に努めます。

(2) 所要の対応

1. 迅速かつ一体的な情報提供・共有

市は、市民等が情報を受け取る媒体やその受け止めが様々であることから、必要に応じて感染症専門医等からの助言等を踏まえながら、利用可能なあらゆる情報媒体を整備・活用し、新型インフルエンザ等の発生状況、感染拡大防止措置等の対策等について、市民等に対し迅速かつ一体的に情報提供・共有を行います。

その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することを含めて、行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応を促すメッセージを発出するよう努めます。

また、市民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、子ども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法での情報提供・共有を行います。

《危機管理課、健康増進課、関係各課》

2. 市と市民等による双方向のコミュニケーションの実施

① 市は、国や府が設置した情報提供・共有のためのホームページ等の市民等への周知、Q&Aの公表、市民等向けのコールセンター等の設置等を通じて、市民等に対する速やかな情報提供・共有体制を構築するとともに、市と市民等が双方向のコミュニケーションを行い、リスク情報とその見方や対策の意義を共有します。

《危機管理課、健康増進課、関係各課》

② 市は、感染症対策を円滑に進めていく上で、市民等の理解や協力を得ることが重要であることから、一方向の情報提供だけでなく、SNSの動向やコールセンター等に寄せられた意見等の把握、アンケート調査等を通じて、情報の受取手の反応や関心を把握し、市と市民等が可能な限り双方向のコミュニケーションに基づくリスクコミュニケーションを行うよう努めます。

《危機管理課、健康増進課、関係各課》

3. 偏見・差別等や偽・誤情報への対応

市は、感染者やその家族、所属機関、医療関係者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等感染症対策の妨げにもなること等について、適切に情報提供・共有します。あわせて、市は、偏見・差別等に関する各種相談窓口に関する情報についても市民等に周知します。

また、市は、ワクチン接種や治療薬・治療法に関する科学的根拠が不確かな情報等、偽・誤情報の拡散状況等を把握し、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提

供・共有する等、市民等が正しい情報を円滑に入手できるよう、適切に対処します。

《人権推進課、健康増進課》

4. 国や府等が実施するリスク評価に基づく方針の状況提供・共有

病原体の性状等が明らかになった状況に応じて、以下のとおり対応します。

4-1. 封じ込めを念頭に対応する時期

市は、市民等の感染拡大防止措置に対する理解・協力を得るため、病原体の性状等について限られた知見しか把握していない場合は、その旨を含め、政策判断の根拠を丁寧に説明します。

また、市民等の不安が高まり、感染者等に対する偏見・差別等が助長される可能性があることから、改めて、偏見・差別等が許されないことや感染症対策の妨げにもなること、また、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与すること、府が府民等に不要不急の外出や都道府県間の移動等の自粛を求める際には、それらの行動制限が早期の感染拡大防止に必要なものであること、事業者においても速やかな感染拡大防止対策の取組が早期の感染拡大防止に必要であること等について、可能な限り科学的根拠等に基づいて説明を行います。

《危機管理課、人権推進課、健康増進課》

4-2. 病原体の性状等に応じて対応する時期

4-2-1. 病原体の性状等を踏まえたリスク評価に基づく対策の説明

国及び府等が行う病原体の性状等を踏まえたリスク評価に基づき、感染拡大防止措置等が見直されることが考えられます。その際、市民等が適切に対応できるよう、市は、その時点で把握している科学的知見等に基づく感染拡大防止措置等について、従前からの変更点や変更理由等を含め、分かりやすく説明を行います。

《危機管理課、健康増進課》

4-2-2. 子どもや高齢者等が重症化しやすい場合の対策の説明

国及び府等が行う病原体の性状等を踏まえたリスク評価や影響の大きい年齢層に応じて、特措法に基づく対策の強度や市民等への協力要請の方法が異なり得ることから、市は、市民等に対し、当該対策を実施する理由等について、可能な限り科学的根拠等に基づいて分かりやすく説明を行います。

その際、特に影響の大きい年齢層に対し、重点的に、市と市民等が可能な限り双方向のリスクコミュニケーションを行いつつ、リスク情報とその見方の共有等を通じて、当該対策について、市民等からの理解・協力を得ます。

《危機管理課、健康増進課》

4-3. 特措法によらない基本的な感染症対策への移行期

市は、平時への移行に伴い留意すべき点(医療提供体制や感染対策の見直し等)について、市民等に対し、丁寧に情報提供・共有を行います。また、個人の判断に委ねる感染症対策に移行することに不安を感じる市民等がいることが考えられるため、市と市民等が可能な限り双方向のリスクコミュニケーションを行いつつ、リスク情報とその見方の共有等を通じ、当該対策について、市民等からの理解・協力を得ます。また、順次、広報体制の縮小等を行います。

《危機管理課、健康増進課》

第3章 まん延防止

新型インフルエンザ等の感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめるとともに、市民生活及び市民経済への影響を最小化することを目的とします。また適切な医療の提供等と併せて必要に応じてまん延防止対策を講じることで、感染拡大のスピードやピークを抑制し、治療を要する患者数を医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることにつなげることが重要です。特に有効な治療薬がない場合や、予防接種が実施されるまでの間は、公衆衛生上の観点から実施するまん延防止対策は重要な施策です。

このため、市は、病原体の性状等を踏まえた国及び府等が行うリスク評価等の情報収集を行い、特措法に基づき、まん延防止等重点措置や緊急事態措置の適用がなされた場合には、当該まん延防止対策を的確かつ迅速に実施します。

一方で、特措法第5条において、国民の自由と権利に制限を加える場合、その制限は新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとされていることや、まん延防止対策が社会経済活動に大きな影響を与える面があることを踏まえ、対策の効果と影響を総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性や感染性等に関する情報や、ワクチン及び治療薬の開発や普及等の状況の変化に応じて、実施しているまん延防止対策の縮小や中止等の見直しを機動的に行うことが重要です。

第1節 準備期

(1) 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大のスピードやピークを抑制することで、市民の生命及び健康を保護します。このため、国や府の方針を踏まえ、対策の実施に当たり参考とする必要のある指標やデータ等の整理を平時から行います。

また、有事におけるまん延防止措置への協力を得るとともに、まん延防止対策による社会的影響を緩和するため、市民等や事業者の理解促進に取り組みます。

(2) 所要の対応

1. 新型インフルエンザ等発生時の対策強化に向けた理解及び準備の促進等

- ① 市は、新型インフルエンザ等対策として想定される対策の内容やその意義について周知広報を行います。その際、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、市民の生命と健康を保護するためには市民一人ひとりの感染対策への協力が重要であることや、実践的な訓練等を行うことの必要性について理解促進を図ります。

《危機管理課、健康増進課》

- ② 市は、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図ります。

また市は、市民等に対して、自らの発症が疑われる場合は、国及び府等が設置する相談センターや医療機関に連絡し、指示を仰ぐことや、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うこと等の有事の対応等について、平時から理解促進を図ります。また就学前施設や学校、高齢者施設等は基本的な感染症対策を実施します。

《市民福祉課、介護保険課、健康増進課、こども政策課、こども支援課、教育総務課、学校教育課》

- ③ 市は府と連携して、市民や事業者に対して、まん延防止等重点措置による休業要請、新型インフルエンザ等緊急事態における緊急事態措置による不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限の要請等の新型インフルエンザ等の発生時に実施され得るまん延防止対策への理解促進を図ります。

《危機管理課、健康増進課》

- ④ 市は、平時から市の職場における感染防止対策に必要な物品を備蓄します。

《危機管理課、健康増進課》

2. 水際対策

市は、関西国際空港に近接しており、国外から新型インフルエンザ等が侵入する可能性が高いことから、泉佐野保健所や、感染救急対応の機能を持つ特定感染症指定医療機関であるりんくう総合医療センターと平時から連携した取組や情報収集に努めます。

《危機管理課、健康増進課》

第2節 初動期

(1) 目的

市は、新型インフルエンザ等の発生時に、まん延防止対策の適切かつ迅速な実施により感染拡大のスピードやピークを抑制し、医療提供体制等の整備を行うための時間を確保するとともに、ピーク時の受診患者数や入院患者数等を減少させ、確保された医療提供体制で対応可能となるようにします。このため、市内でのまん延の防止やまん延時の迅速な対応がとれるよう準備等を行います。

(2) 所要の対応

1. 市内のまん延防止対策の準備

市は、市内におけるまん延に備え、市行動計画に基づく対応の準備を行います。

《危機管理課、健康増進課》

2. 感染対策の実施

市は、市民等に対し、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策を実施するよう促します。

《危機管理課、健康増進課》

第3節 対応期

(1) 目的

市は、新型インフルエンザ等の感染拡大のスピードやピークを抑制するため、まん延防止対策を講じることで、医療のひっ迫を回避し、市民の生命や健康を保護します。その際、市民生活及び市民経済への影響も十分考慮します。

また、指標やデータ等を活用しながら、緊急事態措置を始めとする対策の効果と影響を総合的に勘案し、柔軟かつ機動的に対策を切り替えていくことで、市民生活や社会経済活動への影響の軽減を図ります。

(2) 所要の対応

1. まん延防止対策の内容

市は、国や府等による情報収集・分析、リスク評価及び国や府が発出するまん延防止対策の方針に基づき、感染症の特徴や病原体の性状等、変異の状況、感染状況及び市民の免疫の獲得の状況等に応じた、適切なまん延防止対策を講じます。

なお、まん延防止対策を講じるに際しては、市民生活や社会経済活動への影響も十分考慮します。

《危機管理課、健康増進課》

2. 患者や濃厚接触者以外の市民等に対する情報提供等

① 市は、市民等に対し、集団感染の発生施設や不特定多数の者が集まる等の感染リスクが高まる場所等への外出自粛や移動自粛要請を行います。また、まん延防止等重点措置として、重点区域において営業時間が変更されている業態に属する事業が行われている場所への外出自粛要請や、緊急事態措置として、新型インフルエンザ等緊急事態において生活の維持に必要な場合を除き、不要な外出をしないこと等の要請を行います。

《危機管理課、健康増進課》

② 市は、市民等に対し、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基

本的な感染対策、時差出勤やテレワーク、オンライン会議の活用等の取組を勧奨します。

《危機管理課、健康増進課》

- ③ 市は、国が発出した感染症危険情報を受け、関係機関と協力し、出国予定者に対し、新型インフルエンザ等の発生状況や感染対策に関する情報提供及び注意喚起を行います。

《危機管理課、健康増進課》

3. まん延防止等重点措置又は緊急事態措置

- ① 市は、地域の感染状況や医療のひっ迫状況等の情報を踏まえ、まん延防止等重点措置や緊急事態措置適用に係る府への要請を検討します。

《危機管理課、健康増進課》

- ② 市は、緊急事態宣言がなされた場合は、直ちに、市対策本部を設置します。また、市域に係る緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、特措法に基づき、緊急事態措置に関する総合調整を行います。

《危機管理課、健康増進課》

4. 時期に応じたまん延防止対策の実施の考え方

4-1. 封じ込めを念頭に対応する時期

市は、感染症指定医療機関等の医療資源には限界があること、新型インフルエンザ等の効果的な治療法が確立されていないこと、当該感染症に対する市民の免疫の獲得が不十分であること等を踏まえ、医療のひっ迫を回避し、市民の生命や健康を保護するため、患者や濃厚接触者への対応等に加え、人と人との接触機会を減らす等の対応により、封じ込めを念頭に対策を講じます。

《危機管理課、健康増進課》

4-2. 病原体の性状等に応じて対応する時期

市は、国、府等が行う、病原体の性状等、臨床像に関する情報等に基づく分析及びリスク評価の結果並びに国や府が発出するまん延防止対策の方針に基づき、対応を判断します。

《危機管理課、健康増進課》

4-3. 病原性及び感染性がいずれも高い場合

市民がり患し、重症化等のリスクが非常に高くなるおそれがある場合、また、感染性の高さから感染者数の増加に伴い医療のひっ迫につながることで、大多数の市民の生命及び健康に影響を与えるおそれがある場合、市は、まん延防止等重点措置や緊急事態措置適用に係る府への要請も含め、強度の高いまん延防止対策を講じます。

《危機管理課、健康増進課》

4-4. 病原性が高く、感染性が低い場合

り患した場合の重症化等のリスクが非常に高いが、感染拡大のスピードは比較的緩やかである場合は、基本的には上記の患者や濃厚接触者への対応等を徹底することで感染拡大の防止を目指します。

それでも医療の提供に支障が生じるおそれがある等の場合には、まん延防止等重点措置や緊急事態措置適用に係る府への要請を検討します。

《危機管理課、健康増進課》

4-5. 病原性が低く、感染性が高い場合

り患した場合のリスクは比較的低い、感染拡大のスピードが速い場合は、基本的には強度の低いまん延防止対策を実施します。

地域において医療のひっ迫のおそれが生じた場合等については、更なる感染拡大防止への協力を呼び掛けるとともに、まん延防止等重点措置や緊急事態措置適用に係る府への要請を検討します。

《危機管理課、健康増進課》

4-6. 子どもや高齢者等が感染・重症化しやすい場合

市は、子どもや高齢者、特定の既往症や現病歴を有する者が感染・重症化しやすい傾向がある等の特定のグループに対する感染リスクや重症化リスクが高い場合は、そのグループに対する重点的な感染症対策を検討します。

また、子どもの生命と健康を保護するため、地域の感染状況等に応じて、学級閉鎖や休校等の要請を行います。それでも地域の感染状況が改善せず、子どもの感染リスク及び重症化リスクが高い状態にある場合等においては、学校施設等の使用制限等を講じることにより、学校等における感染拡大を防止することも検討します。

《危機管理課、市民福祉課、介護保険課、健康増進課、こども政策課、教育総務課、学校教育課》

4-7. ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期

市は、ワクチンや治療薬の開発や普及により、感染拡大に伴うリスクが低下したと認められる場合は、強度の低いまん延防止対策を実施しつつ、特措法によらない基本的な感染症対策への速やかな移行の準備を行います。

なお、病原体の変異等により、病原性や感染性が高まる場合には、そのリスクに応じて対策を講じます。ただし、そのような場合においても、対策の長期化に伴う市民生活や社会経済活動への影響を更に勘案しつつ検討を行います。

《危機管理課、健康増進課》

4-8. 特措法によらない基本的な感染症対策への移行期

市は、国及び府の方針に基づき、特措法によらない基本的な感染症対策への速やかな移行を進めます。

第4章 ワクチン

ワクチンの接種により、個人の感染や発症、重症化を防ぐことで、市民の健康を守るとともに、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会経済活動への影響を最小限にとどめることにつながります。そのため、国や府の方針に基づき、市は迅速に接種を進めるための体制整備を関係機関と連携して行います。

第1節 準備期

(1) 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、市民の生命及び健康を保護し、市民生活及び市民の社会経済活動に及ぼす影響が最小となるようにするため、国や府の方針を踏まえ、新型インフルエンザ等に対応したワクチンを迅速に供給の上、円滑な接種が実施できるよう、平時から着実に準備を進めます。

(2) 所要の対応

1. ワクチンの供給体制

市は、実際にワクチンを供給するに当たっては、医療機関単位のワクチン分配量を決定する必要があることから、泉佐野泉南医師会等と密に連携し、ワクチンの供給量が限定された状況に備え、ワクチンの供給量に応じた医療機関ごとの分配量を想定しておきます。

《健康増進課》

2. 接種体制の構築

2-1. ワクチンの接種に必要な資材

市は、平時から予防接種に必要となる資材の確保方法等の確認を行い、接種を実施する場合に速やかに確保できるよう準備します。

《健康増進課》

2-2. 接種体制

市は、新型インフルエンザ等の発生時に、速やかに接種体制が構築できるよう、泉佐野泉南医師会等と連携し、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制の構築に必要な検討を進めます。

《健康増進課》

3. 特定接種

市は、特定接種について、国が行う登録事業者の登録に協力します。また、市は、接種が円滑に行えるよう特定接種の対象となる新型インフルエンザ等対策の実施に携わる市職員をあらかじめ決定するとともに、接種が円滑に行えるよう集団接種体制の構築を図ります。

《健康増進課》

4. 住民接種

予防接種法(昭和23年法律第68号)第6条第3項の規定による予防接種の実施に関し、平時から、以下のとおり迅速な予防接種等を実現するための準備を行います。

① 市は、国及び府の協力を得ながら、市内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図ります。

《健康増進課》

② 市は、円滑な接種の実施のため、国が構築するシステムを活用して全国の医療機関と委託契約を結ぶ等、本市以外における接種ができるよう取組を進めます。

《健康増進課》

③ 市は、接種を希望する市民が速やかに接種を受けられるよう、泉佐野泉南医師会等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等の接種の具体的な実施方法について準備を進めます。

《健康増進課》

④ 市は、医療従事者や高齢者施設の従事者、高齢者等の接種対象者数を推計しておく等、住民接種のシミュレーションを行います。また、高齢者施設等の入所者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、市又は府が連携し、これらの者への接種体制を検討します。

《健康増進課》

⑤ 市は、必要に応じ、接種会場において円滑な接種を実施できるよう接種の流れを確認するシミュレーションを行うなど接種体制の構築に向けた訓練を平時から行います。

《健康増進課》

5. 情報提供・共有

5-1. 市民への対応

市は、国が科学的根拠に基づき提供・共有する予防接種に係る情報について医療機関等に共有するとともに、医療機関等と連携しながら、当該情報を活用し、市民に対し、予防接種の意義や制度の仕組み等、予防接種やワクチンへの理解を深める啓発を行います。

また、新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や有効性及び安全性、供給体制・接種体制、接種対象者、接種順位の在り方等の基本的な情報について、ホームページや SNS

等を通じて情報提供・共有を行い、市民の理解促進を図ります。

《健康増進課》

5-2. 市における対応

市は、定期の予防接種の実施主体として、泉佐野泉南医師会等との連携の下に、適正かつ効率的な予防接種の実施、健康被害の救済及び市民への情報提供等を行います。

《健康増進課》

6. DX の推進

① 市が活用する健康管理システムが、国が整備するシステムと連携することで、予防接種事務のデジタル化が実現されるよう、国が示す当該システムに関する標準仕様書に沿って、当該システムの整備を行います。

《健康増進課》

② 市は、接種対象者を特定の上、国が整備するシステムに接種対象者を登録することで、接種勧奨を行う場合に、システムを活用して接種対象者のスマートフォン等に通知できるよう整備を進めます。

《健康増進課》

第2節 初動期

(1) 目的

国や府の方針に基づき、接種体制等の必要な準備を進めます。

(2) 所要の対応

1. ワクチンの供給体制

市は、国及び府からのワクチンの供給予定量や供給予定時期等に関する情報収集を行います。

《健康増進課》

2. 接種体制の構築

2-1. ワクチンの接種に必要な資材

市は、予防接種に必要と判断した資材について、適切に確保します。

《健康増進課》

2-2. 特定接種

市は、特定接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、泉佐野泉南医師会等の協力を得て、その確保を図ります。

2-3. 住民接種

- ① 市は、住民接種を速やかに開始できるよう、住民基本台帳に基づく人口や年齢等の情報、接種記録等を管理するシステム等を通じて接種予定数の把握を行い、接種の勧奨方法や予約の受付方法について検討するとともに、住民接種に必要な資材等の確保に向けた調整を開始します。

「健康増進課」

- ② 市は、住民接種の準備に当たり、予防接種業務所管部署の平時の体制で想定している業務量を大幅に上回る業務量が見込まれるため、組織・人事管理などを担う部署も関与した上で、全庁的な実施体制の確保を行います。

「秘書人事課、健康増進課」

- ③ 市は、住民接種を実施するために必要な業務を洗い出し、業務の優先順位及び内容に応じて必要な人員の確保及び配置を行います。なお、外部委託できる業務については積極的に外部委託するなど、業務負担の軽減策も検討します。

「健康増進課」

- ④ 市は、接種が円滑に行われるよう泉佐野泉南医師会、近隣市町、府、医療機関等と接種実施医療機関の確保について協議を行います。その際、あわせて、住民接種実施医療機関等において、診療時間の延長や休診日の接種等も含め、多人数への接種を行うことのできる体制を確保するほか、必要に応じ、保健センターなど公的な施設等の会場等を活用し、医師・看護師等が当該施設等において接種を行うことについても協議を行います。

「健康増進課」

- ⑤ 市は、高齢者施設、社会福祉施設等に入所中の者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、府と連携し、接種体制を構築します。

「市民福祉課、介護保険課、健康増進課」

- ⑥ 市は、医療機関等以外の臨時の接種会場を設ける場合は、当該接種会場の運営方法を検討します。また接種方法、開設時間枠の設定により、必要な医療従事者数及び医療従事者以外の運営要員の確保を進めます。なお、当該接種会場において、予約管理、マイナンバーカードを活用した接種対象者の本人確認等の予防接種事務のデジタル化が実現されるよう、必要な設備の整備等の手配を行います。

「健康増進課」

- ⑦ 感染予防の観点から、接種経路の設定に当たっては、ロープなどにより進行方向に一定

の流れをつくることや、予診票の記入漏れや予防接種の判断を行うに際し、接種の流れが滞ることがないように配慮します。また、会場の確保については、被接種者が一定の間隔を取ることができるように広い会場を確保することや要配慮者への対応が可能なように準備を行います。

《健康増進課》

- ⑧ 医療機関等以外の臨時の接種会場での救急対応については、被接種者にアナフィラキシーショックやけいれん等の重篤な副反応がみられた際に、応急治療ができるための救急処置用品の準備を行うとともに、適切な管理を行います。

また、実際に重篤な副反応が発生した場合、発症者の速やかな治療や搬送に資するよう、あらかじめ、会場内の従事者について役割を確認する等、適切な連携体制を確保します。

《健康増進課》

第3節 対応期

(1) 目的

国や府の方針に基づき、構築した接種体制により接種を希望する市民が迅速に接種を受けられるようにするとともに、ワクチンを接種したことによる副反応の症状等についても適切な情報収集を行います。また、実際の供給量や医療従事者等の体制等を踏まえ関係者間で随時の見直しを行い、柔軟な運用が可能な体制を維持します。

(2) 所要の対応

1. ワクチンや必要な資材の供給

- ① 市は、国及び府からの要請を受けて、ワクチンの流通、需要量及び供給状況を的確に把握します。接種開始後はワクチン等の使用実績等を踏まえ、特定の医療機関等に接種を希望する者が集中しないように、ワクチンの割り当て量の調整を行います。

《健康増進課》

- ② 市は、国及び府からの要請を受けて、ワクチンについて、割り当てられた量の範囲内で、接種実施医療機関等の接種可能量等に応じて割り当てを行います。

《健康増進課》

- ③ 市は、国及び府からの要請を受けて、ワクチンの供給に滞りや偏在等が生じた場合には、府を中心に管内の在庫状況を含む偏在等の状況を把握した上で、地域間の融通等を行います。

なお、ワクチンの供給の滞りや偏在等については、特定の製品を指定することが原因であることが少なからずあるため、他の製品を活用する等の融通等も併せて行います。

《健康増進課》

2. 接種体制

- ① 市は、接種を希望する市民が速やかに接種を受けられるよう、準備期及び初動期に整理・構築した接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築を進めます。

《健康増進課》

- ② 新型インフルエンザ等の流行株が変異し、国や府の方針に基づき追加接種を行う場合、混乱なく円滑に接種が進められるように、市は、国や府、医療機関等と連携して、接種体制の継続的な整備に努めます。

《健康増進課》

3. 特定接種

市は、国や府と連携し、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる市職員のうち、あらかじめ接種対象者と決定した者に、原則、集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行います。

《健康増進課》

4. 住民接種

- ① 市は、住民接種の接種会場において予診を適切に実施するほか、医療従事者や誘導のための人員、待合室や接種場所等の設備、接種に要する資材等を確保します。

《健康増進課》

- ② 市は、発熱等の症状を呈している等の予防接種を行うことが不適切な状態にある者については、接種会場に行かないよう広報等により周知すること及び接種会場において掲示等により注意喚起すること等により、接種会場における感染対策を図ります。また、医学的ハイリスク者に対するワクチン接種については、接種に係るリスク等も考慮し、接種を実施する場合であっても、予診及び副反応に関する情報提供をより慎重に行います。

《健康増進課》

- ③ 医療機関に入院中の患者又は在宅医療を受療中の患者については、基本的に当該者の療養を担当する医療機関等において住民接種を行うこととします。

《健康増進課》

- ④ 市は、高齢者施設、社会福祉施設等に入所者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、泉佐野泉南医師会等と連携し、住民接種の接種体制を確保します。

《市民福祉課、介護保険課、健康増進課》

- ⑤ 市が行う接種勧奨については、DX 等を活用しつつ、全ての市民が接種機会を逸するこ

とのないよう対応します。また、接種会場や接種開始日等についても、DX等を活用しつつ、全ての市民に周知できるようにします。

《健康増進課》

5. 接種体制の拡充

市は、感染状況を踏まえ、必要に応じて公的な施設を活用した医療機関以外の接種会場の増設等を検討します。また、高齢者施設等の入所者等の接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう泉佐野泉南医師会等と連携し、巡回接種の実施等により接種体制を確保します。

《市民福祉課、介護保険課、健康増進課》

6. 接種記録の管理

市は、接種歴を確認し、接種誤りを防止できるよう、また、接種を受けた者が当該接種に係る記録を閲覧できるよう、準備期に国が整備したシステムを活用し、接種記録の適切な管理を行います。

《健康増進課》

7. 健康被害救済

① 予防接種により健康被害が生じた場合、予防接種法に基づく被接種者等からの申請を国に進達し、国の審査会において予防接種と健康被害との因果関係について審査を行い、その結果に基づき市は、給付を行います。

《健康増進課》

② 市は、予防接種健康被害救済制度について被接種者等へ情報提供を行い、申請を受け付けるほか、申請を行おうとする被接種者等からの相談等への対応を適切に行います。

《健康増進課》

8. 情報提供・共有

① 市は、国が科学的根拠に基づき提供・共有する予防接種に係る情報について医療機関等に共有するとともに、市民等に対し、予防接種の意義や制度の仕組み等、予防接種やワクチンへの理解を深めるための啓発を行います。

《健康増進課》

② 市民等に対し、接種に対応する医療機関の情報、接種の状況、接種スケジュール、使用ワクチンの種類、有効性及び安全性、接種時に起こりうる副反応の内容やその頻度、副反応への対処方法、接種対象者や接種頻度、副反応疑い報告及び予防接種健康被害救済制度等の予防接種に係る情報、相談窓口の連絡先について接種に必要な情報を提供します。

加えて、市民等が正しい情報に基づいて接種の判断を行えるよう、国が情報提供・共有

する予防接種に係る情報に基づき、科学的に正確な情報の共有を行います。

《健康増進課》

- ③ パンデミック時には、特定接種及び住民接種に関する広報を推進する必要がある一方で、定期の予防接種の接種率が低下し、定期の予防接種の対象疾病のまん延が生じないようにする必要があることから、市は、引き続き定期の予防接種の必要性等の周知に取り組めます。

《健康増進課》

第5章 保健

保健所及び大阪健康安全基盤研究所は、新型インフルエンザ等の検査の実施及びその結果分析並びに積極的疫学調査による接触者の探索や感染源の推定を通じ、患者の発生動向の把握から市に対する情報提供・共有まで重要な役割を担います。そのため、保健所及び大阪健康安全基盤研究所は、新型インフルエンザ等の感染が拡大し、多数の新型インフルエンザ等の患者が発生した場合には、積極的疫学調査、健康観察、検査結果の分析等の業務負荷の急増が想定されます。

このため、市は、平時から情報収集体制や人員体制の構築、新型インフルエンザ等の発生時に優先的に取り組むべき業務の整理、ICTの活用等を通じた業務効率化・省力化を行いながら、地域における新型インフルエンザ等対策を推進します。

第1節 準備期

(1) 目的

市は、感染症の発生情報や地域における医療の提供状況等の情報等を収集する体制を平時から構築します。また、感染症危機発生時に備えた研修や訓練の実施、感染症危機に対する迅速かつ適切な危機管理を行うことができる人材の中長期的な育成、外部人材の活用も含めた必要な人材の確保、業務量の想定、感染症危機管理に必要な機器及び機材の整備、物品の備蓄等を行うことにより、有事に感染症対策のみならず、感染拡大時にも地域保健対策を継続して実施できるよう、その機能を果たすことができるようにします。

(2) 所要の対応

1. 人材の確保

① 市は、流行開始時期において想定される業務量の増加に対応するため、応援職員等の感染症有事体制を構成する人員を確保します。また市は、所属する保健師等を応援職員として所管する泉佐野保健所へ派遣できるよう必要な取組を推進します。

《秘書人事課、危機管理課、健康増進課》

② 市は、健康危機管理を含めた地域保健施策の推進や地域の健康危機管理体制の確保のため、総合的なマネジメントを担う保健師の配置について検討します。

《健康増進課》

2. 体制の整備

市は、感染症がまん延した際の情報量の増大を想定し、効率的な情報集約の手法の検討を行います。また、業務量の増大を想定し、交替要員を含めた人員体制、効率的な業務を行うための設備等を整備するとともに、感染症対応業務に従事する職員等のメンタルヘルス支援等の必要な対策を講じます。

《秘書人事課、危機管理課、健康増進課》

3. 研修・訓練を通じた人材育成

- ① 市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、研修等を積極的に活用しつつ、人材育成に努めます。また、新型インフルエンザ等の発生及びまん延を想定した訓練を実施します。

《健康増進課》

- ② 市は、速やかに感染症有事体制に移行するため、全庁的な研修・訓練を実施することで、感染症危機への対応能力の向上を図ります。

《危機管理課、健康増進課》

4. 多様な主体との連携体制の構築

市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時から府、近隣市町、医療機関及び医療関係団体並びに泉州南消防組合等との意見交換や必要な調整等を通じ、連携を強化します。

《危機管理課、健康増進課》

第2節 初動期

(1) 目的

初動期は市民等が不安を感じ始める時期であり、初動期から迅速に準備を進めることが重要です。市は、府予防計画等に基づき、有事体制への移行準備を進め、国または府の新型インフルエンザ等に係る発生等の公表後に迅速に対応できるようにします。

(2) 所要の対応

1. 有事体制への移行準備

- ① 市は、府予防計画に基づく保健所の感染症有事体制(保健所における流行開始から1か月間において想定される業務量に対応する人員確保数及び IHEAT 要員の確保数)への移行の準備状況を適時適切に把握し、感染症発生後速やかに、感染症対策部門における人員体制を整備します。

《秘書人事課、健康増進課》

- ② 市は、感染症有事体制を構成する人員の参集に向けた準備、感染症の特徴や病原体の性状等を踏まえた必要な物資・資機材の調達の準備等、感染症有事体制への移行の準備を進めます。

《危機管理課、健康増進課》

第3節 対応期

(1) 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、市が、求められる業務に必要な体制を確保してそれぞれの役割を果たすとともに、関係機関が連携して感染症危機に対応することで、市民の生命及び健康を保護します。その際、感染症の特徴や病原体の性状等、感染状況等を踏まえ、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能となるようにします。

(2) 所要の対応

1. 有事体制への移行

- ① 市は、感染症有事体制を確立するとともに、初動期から継続して、感染症対策部門における人員体制を整備します。

《秘書人事課、健康増進課》

- ② 市は府が実施する健康観察に協力します。

《健康増進課》

2. 感染状況に応じた取組

- ① 市は、流行開始をめぐりに感染症有事体制へ切り替えるとともに、交替要員を含めた人員の確保等を行います。また、業務量の増加に対応できない場合等、必要に応じて府に対し保健師等の派遣要請を行います。

《健康増進課》

- ② 市は、国が整備した感染症サーベイランスシステム等の ICT ツールの活用や府での業務の一元化・外部委託等により、業務の効率化を推進します。

《健康増進課》

- ③ 市は、業務のひっ迫が見込まれる場合には、外部委託等による業務効率化を進めます。

《健康増進課》

- ④ 市は、府から患者や濃厚接触者に関する情報等の共有を受けて、府が実施する食事の提供等、患者や濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービスの提供又は物品の支給に協力します。

《危機管理課、健康増進課》

3. 特措法によらない基本的な感染対策への移行期

市は、国や府からの要請を踏まえて、地域の実情に応じ、感染症有事体制等の段階的な縮小を行います。また、特措法によらない基本的な感染症対策への移行に伴い留意すべき点（医療提供体制や感染対策の見直し等）及びこれに伴う対応の縮小について、市民等に対し、分かりやすく情報提供・共有を行います。

《健康増進課》

第6章 物資

新型インフルエンザ等が発生した場合は、全国的かつ急速にまん延するおそれがあり、感染症対策物資等の急激な利用の増加が見込まれます。感染症対策物資等の不足により、市民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要です。このため、感染症対策物資等が医療機関を始めとする関係機関で十分に確保されるよう、平時から備蓄等の推進や円滑な供給に向けた対策等を講じることが重要です。

市は、平時から国の方針に基づき、感染症対策物資等の備蓄に努めます。

第1節 準備期

(1) 目的

市は、感染症対策物資等の備蓄の推進等の必要な準備を適切に行うことにより、有事に必要な感染症対策物資等を確保できるようにします。

(2) 所要の対応

1. 感染症対策物資等の備蓄

① 市は、市行動計画に基づき、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等の備蓄に努めるとともに、定期的に備蓄状況等を確認します。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができることとします。

《危機管理課、健康増進課、関係各課》

② 市は、国が定める備蓄品目や備蓄水準を踏まえて個人防護具の備蓄に努めます。

《危機管理課、健康増進課》

第2節 初動期～対応期

(1) 目的

感染症対策物資等の不足による、市民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要です。市は、府と連携して必要な感染症対策物資等を確保及び備蓄状況の確認を行います。

(2) 所要の対応

1. 感染症対策物資等の備蓄状況等の確認

市は、新型インフルエンザ等の特徴も踏まえた必要な感染症対策物資等の備蓄・配置状況を随時確認します。

《危機管理課、健康増進課》

2. 備蓄物資等の供給に関する相互協力

市は、インフルエンザ等緊急事態において、必要な物資及び資材が不足するときは、府と連携して近隣市町や指定地方公共機関等の関係機関が備蓄する物資及び資材を互いに融通する等、物資及び資材の供給に関し相互に協力するよう努めます。

《危機管理課、健康増進課》

第7章 市民生活及び市民経済の安定の確保

新型インフルエンザ等の発生時には、市民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、市民生活及び市民経済に大きな影響が及ぶ可能性があります。このため、市は、新型インフルエンザ等の発生時に備え、準備期では市民等や事業者には衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を推奨します。

新型インフルエンザ等の発生時には、市は、市民生活及び市民経済の安定の確保に必要な対策や支援を行います。また、市民等や事業者は、平時の準備を基に、自ら事業継続や感染防止に努めます。

第1節 準備期

(1) 目的

新型インフルエンザ等の発生時には、市民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、市民生活及び市民経済に大きな影響が及ぶ可能性があります。市は、自ら必要な準備を行いながら、市民等や事業者に対し、適切な情報提供・共有を行い、必要な準備を行うことを推奨します。

これらの必要な準備を行うことで、新型インフルエンザ等の発生時に市民生活及び市民経済の安定を確保するための体制及び環境を整備します。

(2) 所要の対応

1. 情報共有体制の整備

市は、新型インフルエンザ等の発生時に、市民生活及び市民経済への影響に関する情報収集を行うため、国や府との情報共有体制を整備します。また、市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、庁内及び関係機関との連携のため、必要となる情報共有体制を整備します。

《危機管理課、健康増進課、関係各課》

2. 支援の実施に係る仕組みの整備

市は、新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施に係る行政手続や支援金等の給付・交付等について、DXを推進し、適切な仕組みの整備を行います。その際は、高齢者やデジタル機器に不慣れな方々、外国人等も含め、全ての支援対象者に迅速に情報が届くようにするこ

とに留意します。

《危機管理課、健康増進課、関係各課》

3. 物資及び資材の備蓄等

- ① 市は、市行動計画に基づき、備蓄する感染症対策物資等のほか、新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、必要な食料品や生活必需品等を備蓄します。

《危機管理課、健康増進課》

- ② 市は、市民や事業者に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを推奨します。

《危機管理課、健康増進課》

4. 生活支援を要する者への支援等の準備

市は、新型インフルエンザ等の発生時における、高齢者、障がい者等の要配慮者等への生活支援(見回り、介護、訪問診療、食事の提供等)等について、府と連携し要配慮者の把握とともにその具体的手続を決定します。

《危機管理課、市民福祉課、介護保険課、健康増進課》

5. 火葬能力等の把握、火葬体制の整備

市は、国及び府と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備します。

《生活環境課、健康増進課》

第2節 初動期

(1) 目的

市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、市民や事業者に、事業継続のための感染対策等の準備等と呼び掛けます。また、新型インフルエンザ等が発生した場合には、速やかに所要の対応を行い、市民生活及び市民経済の安定を確保します。

(2) 所要の対応

1. 事業継続に向けた準備等の推奨

- ① 市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、感染の可能性のある者との接触機会を減らす観点から、必要に応じて事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに、感染が疑われる症状が見られる従業員等への休暇取得の推奨、オンライン会議等の活用、テレワークや時差出勤の推進等の感染拡大防止に必要な対策等の準備をするよう推奨します。

《危機管理課、健康増進課》

② 市は、必要に応じ、新型インフルエンザ等の発生に備え、事業者に対し、自らの業態を踏まえた感染拡大防止に必要な対策等の準備をするよう推奨します。

《危機管理課、健康増進課》

2. 生活関連物資等の安定供給に関する市民等及び事業者への呼び掛け

市は、市民等に対し、生活関連物資等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼び掛けるとともに、事業者に対しても、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また買占め及び売惜しみを生じさせないよう要請します。

《企画課、生活環境課》

3. 遺体の火葬・安置

市は、府を通じて国からの要請を受けて、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行います。

《生活環境課、健康増進課》

第3節 対応期

(1) 目的

市は、準備期での対応を基に、市民生活及び市民経済の安定を確保するための取組を行います。また、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じた影響を緩和するため、必要な支援及び対策を行います。

(2) 所要の対応

1. 市民生活の安定の確保を対象とした対応

1-1. 生活関連物資等の安定供給に関する市民等及び事業者への呼び掛け

市は、市民等に対し、生活関連物資等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼び掛けるとともに、事業者に対しても、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみを生じさせないよう要請します。

《企画課、生活環境課》

1-2. 心身への影響に関する施策

市は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策(自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、子どもの発達・発育に関する影響への対応等)を講じます。

《市民福祉課、介護保険課、健康増進課、こども政策課、こども支援課、教育総務課、学校教育課》

1-3. 生活支援を要する者への支援

市は、高齢者、障がい者等の要配慮者等に必要に応じ生活支援(見回り、介護、訪問診療、

食事の提供等)の対応等を行います。

《危機管理課、市民福祉課、介護保険課》

1-4. 教育及び学びの継続に関する支援

市は、新型インフルエンザ等対策として、学校の使用の制限やその他長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、必要に応じ、教育及び学びの継続に関する取組等の必要な支援を行います。

《教育総務課、学校教育課》

1-5. 生活関連物資等の価格の安定等

① 市は、市民生活及び市民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、国が実施する調査・監視を踏まえ、必要に応じ、関係業界団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行います。

《企画課》

② 市は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、市民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図ります。

《生活環境課》

③ 市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、市民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は市民の社会経済活動上重要な物資若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律(昭和48年法律第48号)、国民生活安定緊急措置法(昭和48年法律第121号)、物価統制令(昭和21年勅令第118号)その他の法令の規定に基づく措置その他適切な措置を講じます。

《関係各課》

1-6. 埋葬・火葬の特例等

市は、初動期の対応を継続して行うとともに、必要に応じて府と連携し以下の対応を行います。

① 市は、府を通じて国からの要請を受けて、可能な限り火葬炉を稼働します。

《生活環境課》

② 市は、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努めるものとします。また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備して

いる場所を活用した遺体の保存を適切に行うものとします。

《生活環境課、健康増進課》

- ③ 市は、府の要請を受けて、区域内で火葬を行うことが困難と判断された近隣市町に対して広域火葬の応援・協力を行います。

《生活環境課》

- ④ 市は、府を通じての国からの要請を受けて、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保します。

《生活環境課》

- ⑤ 市は、遺体の保存作業のために必要となる人員等を確保します。

《生活環境課》

- ⑥ 万が一、臨時遺体安置所において収容能力を超える事態となった場合には、市は、臨時遺体安置所の拡充について早急に措置を講ずるとともに、府から火葬場の火葬能力について最新の情報を得て、円滑に火葬が行われるよう努めます。

《生活環境課》

- ⑦ 新型インフルエンザ等緊急事態において、埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合において、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があるときは、厚生労働大臣が定める地域や期間においてはいずれの市においても埋火葬の許可を受けられるとともに、公衆衛生上の危害を防止するために特に緊急の必要があると認められるときは埋火葬の許可を要しない等の特例が設けられるので、市は、当該特例に基づき埋火葬に係る手続を行います。

《生活環境課》

2. 社会経済活動の安定の確保を対象とした対応

2-1. 事業継続に関する事業者への周知等

市は、事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに、事業所や職場における感染防止対策の実施を周知します。

《企画課、健康増進課》

2-2. 事業者に対する支援

市は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による事業者の経営及び市民生活への影響を緩和し、市民生活及び市民経済の安定を図るため、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を、公平性にも留意し、効果的に講じます。

《関係各課》

2-3. 市民生活及び市民経済の安定に関する措置

新型インフルエンザ等緊急事態において、市民生活及び市民経済の安定のため、以下の必要な措置を講じます。

① ごみ、し尿の収集・運搬

市は、一般廃棄物(ごみ・し尿)の収集・運搬を適正に実施するために必要な措置を講じます。

《生活環境課、資源対策課》

② 下水道事業

市は、下水道事業を安定して実施するために必要な措置を講じます。

《下水道課》

③ 上水道事業

大阪広域水道企業団に対し、水を安定的かつ適切に供給するため必要な措置を講じるよう要請します。

《関係各課》

3. 市民生活及び市民経済の両方の安定の確保を対象とした対応

3-1. 雇用への影響に関する支援

市は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による雇用への影響を考慮し、必要な支援を行います。

《生活環境課》

3-2. 市民生活及び市民経済に及ぼす影響を緩和するその他の支援

市は、本章の各支援策のほか、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じた市民生活及び市民経済へのその他の影響に対し、必要に応じた支援を行います。なお、支援策の検討に当たっては、生活基盤が脆弱な者等が特に大きな影響を受けることに留意します。

《関係各課》

略称又は用語集

本計画では、以下のとおり、略称を用いるとともに、用語を定義する(50音順)。

略称・用語	内容
医療措置協定	感染症法第36条の3第1項に規定する、府と府域内にある医療機関との間で締結する協定
疫学	健康に関連する状態や事象の集団中の分布や決定要因を研究し、かつその研究成果を健康問題の予防やコントロールのために適用する学問
関係省庁対策会議	新型インフルエンザ等対策閣僚会議を補佐する、新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議 「新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議の設置について(平成16年3月2日関係省庁申合せ)」に基づき開催
患者	新型インフルエンザ等感染症の患者(新型インフルエンザ等感染症の疑似症患者であって当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のあるもの及び無症状病原体保有者を含む。)、指定感染症の患者又は新感染症の所見がある者
患者等	患者及び感染したおそれのある者
感染性	学術的には「病原体が対象に感染する能力とその程度」のことをさす用語であるが、府行動計画では、分かりやすさの観点から、「病原体が対象に感染する能力とその程度及び感染者から次の対象へ感染が伝播する能力とその程度」のことをさす言葉として用いている。 なお、学術的には、「感染者から次の対象へ感染が伝播する能力とその程度」をさす用語として「伝播性」が使用される。
感染症危機	国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、新型インフルエンザ等が全国的かつ急速にまん延し、国民の生命及び健康並びに国民生活及び国民経済に重大な影響が及ぶ事態
感染症対策物資等	感染症法第53条の16第1項に規定する医薬品(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号。以下「薬機法」という。)第2条第1項に規定する医薬品)、医療機器(薬機法第2条第4項に規定する医療機器)、個人防護具(着用することによって病原体等にばく露することを防止するための個人用の道具)、その他の物資並びにこれらの物資の生産に必要不可欠であると認められる物資及び資材
感染症法	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)

略称・用語	内容
基本的対処方針	特措法第18条の規定に基づき、新型インフルエンザ等への基本的な対処の方針を定めたもの
業務継続計画(BCP)	不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、又は中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画
緊急事態宣言	特措法第32条第1項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言のこと。新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがある事態が発生したと認めるときに、同項の規定に基づき、当該事態が発生した旨及び緊急事態措置を実施すべき期間、区域及びその内容を公示すること
緊急事態措置	特措法第2条第4号に規定する新型インフルエンザ等緊急事態措置のこと。国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が特措法の規定により実施する措置。例えば、生活の維持に必要な場合を除きみだりに居宅等から外出しないことを要請することや、多数の者が利用する施設の使用の制限又は停止等を要請すること等が含まれる。
健康観察	感染症法第44条の3第1項又は第2項の規定に基づき、都道府県知事又は保健所設置市の長が、当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者又は当該感染症の患者に対し、健康状態について報告を求めること
健康危機対処計画	地域保健対策の推進に関する基本的な指針(平成6年厚生省告示第374号)に基づき、平時から健康危機に備えた準備を計画的に進めるため、保健所及び地方衛生研究所が策定する計画。 策定に当たっては、都道府県単位の広域的な健康危機管理の対応について定めた手引書や保健所設置市における区域全体に係る健康危機管理の対応について定めた手引書、感染症法に基づく予防計画、特措法に基づく都道府県行動計画及び市町村行動計画等を踏まえることとされている。
検査措置協定	感染症法第36条の6第1項に規定する新型インフルエンザ等に係る検査を提供する体制の確保を迅速かつ適確に講じるため、府と病原体等の検査を行っている機関(民間検査機関や医療機関等)とが締結する協定
検査措置協定締結機関等	検査措置協定を締結している、病原体等の検査を行う機関等

略称・用語	内容
行動計画	<p>特措法に基づき、政府、都道府県又は市町村が策定する新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画</p> <p>※政府が策定するものについては、「政府行動計画」とする。</p> <p>府が策定するものについては、「府行動計画」とする。</p> <p>市町村が策定するものについては、「市町村行動計画」とする。</p>
国立健康危機管理研究機構	<p>国立健康危機管理研究機構法に基づき、統括庁や厚生労働省に質の高い科学的知見を提供する新たな専門家組織として、令和7年4月に設立。国立感染症研究所と国立研究開発法人国立国際医療研究センターを統合し、感染症等の情報分析・研究・危機対応、人材育成、国際協力、医療提供等を一体的・包括的に行う。</p>
個人防護具	<p>マスク、ゴーグル、ガウン、手袋等のように、各種の病原体、化学物質、放射性物質、その他の危険有害要因との接触による障害から個人を守るために作成・考案された防護具</p>
自宅療養者等	<p>自宅療養者、宿泊療養者又は高齢者施設等若しくは障がい者施設等での療養者</p> <p>※高齢者施設等は、特別養護老人ホーム(指定介護老人福祉施設(地域密着型介護老人福祉施設も含む。))、介護老人保健施設、介護医療院、認知症対応型共同生活介護、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、保護施設(生活保護法に規定する救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設)をさす。</p> <p>※障がい者施設等は、障害者支援施設、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設、共同生活援助をさす。</p>
指定行政機関	<p>国の行政機関であって、政令で指定するものをいう。</p>
指定地方公共機関	<p>特措法第2条第7号に規定する指定公共機関及び同条第8号に規定する指定地方公共機関。電気、ガス、鉄道等の社会インフラや医療、金融、通信等に関連する事業者が指定されている。</p> <p>大阪府指定地方公共機関は、医療関係機関等、医薬品等卸販売業者、ガス事業者、貨物運送事業者、鉄道事業者等を指定している。</p>
住民接種	<p>特措法第27条の2の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると認めるときに、対象者及び期間を定め、予防接種法第6条第3項の規定に基づき実施する予防接種のこと</p>
宿泊施設確保措置協定	<p>感染症法第36条の6第1項に規定する新型インフルエンザ等に係る宿泊施設の確保を迅速かつ適確に講じるため、府と宿泊業者等とが締結する協定</p>

略称・用語	内容
新型インフルエンザ等	感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症(感染症法第14条の報告に係るものに限る。)及び同条第9項に規定する新感染症(全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。)をいう。 市行動計画においては、新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症について、その発生の情報を探知した段階より、本用語を用いる。
新型インフルエンザ等対策閣僚会議	新型インフルエンザ等の発生に備え、関係省庁の緊密な連携を確保し、政府一体となって対応するため、全閣僚が出席する会議 「新型インフルエンザ等対策閣僚会議の開催について(平成23年9月20日閣議口頭了解)」に基づき開催
新型インフルエンザ等に係る発生等の公表	感染症法第44条の2第1項、第44条の7第1項又は第44条の10第1項の規定に基づき、厚生労働大臣が感染症法第16条第1項に定める情報等を公表すること
新型インフルエンザ等緊急事態	特措法第32条に規定する新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものとして政令で定める要件に該当する事態
新型インフルエンザ等対策推進会議	特措法第70条の2の2に規定する新型インフルエンザ等対策の推進を図るための会議
新型コロナウイルス感染症	COVID-19。病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関(WHO)に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)であるもの
新型コロナウイルス感染症等	感染症法第6条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症及び同項第4号に規定する再興型コロナウイルス感染症をいう。
新興感染症	かつて知られていなかった、新しく認識された感染症で、局地的あるいは国際的に、公衆衛生上問題となる感染症
生活関連物資等	食料品や生活必需品、その他の市民生活との関連性が高い又は市民経済上重要な物資
積極的疫学調査	感染症法第15条の規定に基づき、患者、疑似症患者、無症状病原体保有者に対し、感染症の発生の状況、動向及び原因を明らかにするために行う調査

略称・用語	内容
相談センター	新型インフルエンザ等の発生国・地域からの帰国者等又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等がある方からの相談に応じるための電話窓口
双方向のコミュニケーション	地方公共団体、医療機関、事業者等を含む市民等が適切に判断・行動することができるよう、地方公共団体による一方向の情報提供だけでなく、多様な手段を活用して情報の受取手の反応や関心を把握・共有して行うコミュニケーション
対策本部	特措法に基づき設置される新型インフルエンザ等対策本部をさす。 ※政府が特措法第 15 条第 1 項に基づき設置する本部は、「政府対策本部」とする。府が特措法第 22 条第 1 項に基づき設置する本部は、「府対策本部」とする。市が、特措法第 34 条第 1 項に基づき、緊急事態宣言がなされたときに設置する本部は、「市対策本部」とする。
地方衛生研究所	地域保健法第 26 条に規定する調査・研究、試験・検査、情報収集・分析・提供、研修・指導等の業務を行う都道府県等の機関(当該都道府県等が当該業務を他の機関に行わせる場合は、当該機関。)をいう。
地方公共団体	大阪府及び市町村(保健所設置市を含む。)
登録事業者	特措法 28 条に規定する医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの
特措法	新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成 24 年法律第 31 号)
特定新型インフルエンザ等対策	特措法第 2 条第 2 号の 2 に規定する特定新型インフルエンザ等対策のこと。地方公共団体が特措法及び感染症法の規定により実施する措置であって、新型インフルエンザ等のまん延を防止するため特に必要があるものとして新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第 1 条に規定するもの
特定接種	特措法第 28 条の規定に基づき、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため、国が緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種のこと 特定接種の対象となり得る者は、 ①医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の登録を受けているもの(登録事業者)のうちこれらの業務に従事する者(厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。) ②新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員 ③新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員である。

略称・用語	内容
偽・誤情報	いわゆるフェイクニュースや真偽不明の誤った情報等
濃厚接触者	感染した人と近距離で接触したり、長時間接触したりして新型インフルエンザ等にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者
パルスオキシメーター	皮膚を通した光の吸収値で酸素飽和度を測定する医療機器
病原性	<p>学術的には「病原体が病気を引き起こす性質」のことをさす用語であるが、府行動計画では、分かりやすさの観点から、「病原体が病気を引き起こす性質及び病原体による病気の重篤度」をさす言葉として用いている。</p> <p>なお、学術的に「病気を引き起こす性質」と「病気の重篤度」を区別する必要がある場合は、「病気の重篤度」をさす用語として「毒力」が使用される。</p>
フレイル	身体性脆弱性のみならず精神・心理的脆弱性や社会的脆弱性等の多面的な問題を抱えやすく、自立障害や死亡を含む健康障害を招きやすいハイリスク状態を意味する。
平時	患者発生後の対応時以外の状態(準備期)
まん延防止等重点措置	特措法第2条第3号に規定する新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置のこと。第31条の8第1項の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国内で発生し、特定の区域において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある当該区域における新型インフルエンザ等のまん延を防止するため、まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要があるものとして政令で定める要件に該当する事態が発生したと認めるとき、国が公示した期間において、当該区域を管轄する都道府県が講じる措置。例えば、措置を講じる必要があると認める業態に属する事業を行う者に対し、営業時間の変更等を要請すること等が含まれる。
無症状病原体保有者	感染症法第6条第11項に規定する感染症の病原体を保有している者であって当該感染症の症状を呈していないものをいう。
薬剤感受性	感染症の治療に有効な抗微生物薬に対する感受性(有効性又は抵抗性)をいう。
有事	新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性のある感染症の発生の情報を探知した段階から特措法第21条に規定する政府対策本部の廃止までをいう。

略称・用語	内容
予防計画	感染症法第10条に規定する都道府県及び保健所設置市が定める感染症の予防のための施策の実施に関する計画
リスクコミュニケーション	関係する多様な主体が相互に、リスク情報とその見方を共有し、適切なリスク対応(必要な情報に基づく意思決定・行動変容・信頼構築等)につなげていくための活動
リスク評価	情報収集・分析を通じ、リスクの程度を評価し、その分析結果の提供を行う体系的なプロセスを指す。 感染症のリスク評価は、感染症が公衆衛生に影響を及ぼす可能性とその影響の程度を評価し、効果的な対策の意思決定に活用することを目的とする。
臨床像	潜伏期間、感染経路、感染性のある期間、症状、合併症等の総称
流行が収束する	患者が国内で発生しているが、特措法に基づく対策を必要としない状況にあること
流行初期期間	新型インフルエンザ等に係る発生等の公表後3か月程度 ※ただし、「保健」の項目においては、期間が異なるため、別途期間を明記しています。
流行初期期間経過後	新型インフルエンザ等に係る発生等の公表後から6か月程度以内 ※ただし、「保健」の項目においては、期間が異なるため、別途期間を明記しています。
ICT	Information and Communication Technology の略。 情報(information)や通信(communication)に関する技術の総称。利用者の接点となる機器・端末、電気通信事業者や放送事業者等が提供するネットワーク、クラウド・データセンター、動画・音楽配信等のコンテンツ・サービス、さらにセキュリティや AI 等が含まれる。
IHEAT	Infectious disease Health Emergency Assistance Team の略。 パンデミック等の健康危機発生時に保健所での積極的疫学調査等の業務を支援する専門職(医師、保健師、看護師等)を対象とした人材バンクに登録したもの。
PDCA	Plan(計画)、Do(実行)、Check(評価)、Action(改善)という一連のプロセスを繰り返し行うことで、業務の改善や効率化を図る手法の一つ